

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (6) (20 . 1 定)			
日 時	平成 2 0 年 3 月 1 2 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 5 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	大竹委員長、菊地副委員長、千葉・吹田・斉藤（陽）・山口・ 北野・横田・前田 各委員		
説 明 員	水道局長、総務・財政・建設各部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p style="padding-left: 40px;">委員長</p> <p style="padding-left: 40px;">署名員</p> <p style="padding-left: 40px;">署名員</p> <p style="text-align: right; padding-right: 40px;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、斉藤陽一良委員、山口委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が千葉委員に、成田祐樹委員が吹田委員に、中島委員が北野委員に、井川委員が横田委員に、斎藤博行委員が山口委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、建設常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、平成会、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

平成会。

吹田委員

今日は建設常任委員会所管ということなので、私の方は建設部と、それから水道局に質問をさせていただきたいと思えます。

建設部の入札について

まず、建設部の関係ですけれども、私はさまざまな必要なことがあってこういう毎年度の予算が決められているということで、そういうものの仕様についてもいろいろと精査しながらやっているとは思いますが、そういう中で何点か質問したいと思うのですが、まず交通安全施設整備費というのがあります。これは一応特別交付金が3,500万円も入っているということで、この中では区画線整備委託費という形で、1,800万円が予算化されていますけれども、これにつきまして、どのようなことを行うのか、お聞きします。

（建設）建設事業課長

区画線の表示の委託につきましては、市内に市道が1,500路線、延長580キロメートルございますが、その中で外側線とかセンターライン、そういったものは上げているものを春先に引くということで、延長156キロメートル分として、1,800万円を計上しております。

吹田委員

この区画線につきましては、年中行事のような感じがしまして、毎年やっているのを見るのですが、この予算的なものにつきましては、恐らく整備の距離については変わらないのだろうと思うのですが、この1,800万円というのは、毎年大体同じような金額で行っているのですか。

（建設）建設事業課長

委員がおっしゃったとおり、延長が変わりませんので、ほぼ同じ額で計上させていただいております。

吹田委員

この金額等につきましては、何か入札とかそういうもので少しでも下げる方法を考えていますか。

（建設）建設事業課長

引く必要があるかないかなど、厳正に精査しますが、入札は通常の業務委託ということで、指名競争入札しております。

吹田委員

そこで、指名競争入札ということで今答弁がありましたけれども、建設部につきましては、基本的には入札だどのような入札の方法をとっているのか。その種類のなものはどのようなのでしょうか。

（建設）庶務課長

建設部におきましては500万円未満の工事について入札を行っております。入札方法としましては、指名競争入札

と条件付一般競争入札を行っております。平成19年度から基本的には条件付一般競争入札を主流ということで行っております。

吹田委員

今回の区画線整備委託業務につきましては、指名競争入札ということになっておりますけれども、これは条件付一般競争入札という形にはならないものなのではないでしょうか。また、それは内容を見ましたら、業者等のこともあると思いますけれども、例えば入札について、どちらを選択すれば発注する側に効果があると考えているのでしょうか。

（建設）庶務課長

今回の区画線整備委託業務の入札でございますが、基本的に業務の入札については、現在、指名競争入札を基本として行っております。

吹田委員

その指名競争入札としなければならないという最大の理由は何でしょうか。

（建設）庶務課長

基本的に、指名登録業者という、市にこういう業務をやりたいということで登録されます。その内容もその会社にそういう業務ができる人間がいるかどうかというものを、当然持った中で小樽市に登録されます。工事と違いまして業務の場合は、やはりその条件に見合った業者を選定しまして、指名していくという流れになると思います。

吹田委員

そういった場合は、私にしたら、条件付一般競争入札でも可能かと思うのですが、その部分については、業者が少ないというか、例えばそういうのを扱う業者がないから指名しかないということなのですか。

（建設）庶務課長

業務によっては業者が限られている内容もありますし、業者が多いようなケースもございます。今、工事で行っている条件付一般競争入札の条件というものが経営審査事項といひまして、要するに会社規模や工事の実績、資本金などそういうもので点数をつけまして、その点数の範囲で条件をつけるという流れで行っております。業務の業者については、そういう客観的な指針的な点数というものが無いもので、現在その条件付一般競争入札ということは、やり方を今後十分考えていかなければならない部分で、まだ検討段階というか、検討を十分要する内容でございます。

吹田委員

ということは、基本的には今は指名競争入札なのですが、条件付一般競争入札にシフトすることも検討はできるということで見てもよろしいですか。

（建設）庶務課長

業務の内容によりまして、例えば実績がある人間が市内にいるとか、札幌市にいるとか、支社があるとか、その会社の実績があるとか、特殊な技術を要する場合にその技術を持つ人間がいるとか、そういう工事と違って点数的なものではなくて条件を付加して考えていけば、そういう方法もあり得るのではないかと思っております。

吹田委員

確認したいと思いますが、工事実績といひますと、基本的には市の仕事をしたかどうかということですか。それとも、ほかの形の仕事をしたかどうかも含めてなのですか。

（建設）庶務課長

実績というものもいろいろございまして、例えば工事でも特殊な工事であれば、小樽市でなくても、国でも北海道でも、同規模の難しい工事内容であれば、その実績を有した者の方が、市としてはリスクを負わないで安全な施工ができるという観点もございまして。

業務につきましても、やはり全く今までやったことのない業務を指名してやらせるというのは、かなりリスクを

負うので、発注においてはその辺の実績というものはある程度加味して考えていかなければならないとは思っております。

吹田委員

これは、一応地元の業者のということもありますけれども、やはりこういう公共事業でございますから、私はやはりこれからも新規の参入をしてもらうためにも、方法を考えなければだめではないかと。だから、やったことがない方だから、それは全くこちらではできませんという話もまたちょっと無理かと。だからそういうもので、地元のそういうことをやりたいという方々を育成するということについて考えなければだめではないかという感じもしています。そういう部分でやはりリスクということになれば、そういう形でありますけれども、そういう形の新規参入ができるようなそういうシステムというものを、これから事業体がいろいろとそれぞれあって、入れかわる場合もありますし、やはり常に新しいものがそこに入っていくと、新しい風を、流れをつくって、そこで適切で市民に必要なものをやってもらうという形が必要だと私は思いますけれども、そういう形で地元のそれをやる方々を育成するという立場では、どのような形でやっていますか。

（建設）庶務課長

確かに実績がなければ、いつまでたっても新規の業者の参入というものは望めないということなのですが、基本的に我々はちょっと育成するというところまでいかないのですが、大体市町村であれば、たぶん実績のありなしということで、実績がないところをとることはないのですが、同じような工事を、例えば民間でやっていた場合に、ではそれを採用するか、その辺が民間の規模でやっていったものを実績として認めていくとか、そのような方法論は考えられると思っております。

吹田委員

それでは、建設部の方では金額としてはひとつ大きいもので、道路新設改良費というのが3億円ほどを持っておりまして、これは全額起債だということになっていますね。いわゆる借金でやりますと。これは毎年、このぐらいの金額を持っていて、改良工事に1億9,200万円と、またこの改良工事の債務負担分として1億円ほどの金額を持っています。その改良工事にかかわって、恐らくこれについても通常の入札をすると思うのですけれども、この辺についてはどのような形でしているのか。また、今までの実績では、この入札の仕方によって落札率も違うと思いますし、この辺のところについてはどのようにしているのか。

それともう一つは、この改良工事ですから、私はやはり皆さん現場の方々がしっかりと内容を確認して、今年度の事業費を見ていると思いますけれども、私はやはり今市の財政がこれだけひっ迫しましたので、やはりどうしても必要な道路、又は改良しなければならないところとか、いろいろのがあって、私は例えばランクづけで普通なら5ランクぐらいに考えましたら、通常どうしてもというのになると、4ランク、5ランクかという感じはするのですけれども、そういう面の見方として、この3億円でやるものについてはどの程度を見ているのか、その2点をお聞きしたいと思います。

財政部長

前段の入札関係の方でございますけれども、この臨時市道整備事業費と申しますのは、事業費で500万円以上にかかわる部分が多いのですが、私ども財政部の契約管財課で入札をさせていただく案件がほとんどでございますけれども、手法といたしましては、条件付一般競争入札という形でやらせていただいております。実績といたしましては、今年度の例で言いますと、平均の落札率が82パーセントほどという形になってございます。

（建設）建設事業課長

今、整備の考え方、ランクということでございますが、先ほど申しましたように、小樽市の市道は1,500路線ぐらいいありますが、その中から道路のパトロールとか、それからいろいろな苦情とか、そういったものをトータル的に集めまして、今整備が必要という路線が180路線ほどございます。そういう中で緊急度合いとか、こういった効果が

あるとか、そういったものをランクづけしまして、一番優先順位の高いものを選び出して、今回、平成20年度の予算づけということで26か所、路線を指定しているものであります。

それで、また当然この1,500路線は、経年劣化が繰り返されるものですので、優先順位を常に考えながら、そういった経年劣化の維持補修的なものを含めた整備ということで、毎年工事をやっているところであります。

吹田委員

毎年このぐらいの金額になると言っていますけれども、これは起債でやるのですけれども、この起債につきましては、どの程度の償還になるのでしょうか。

（ 財政 ） 中田主幹

道路関係につきましては、10年から15年ぐらいなのですけれども、平均すると15年ぐらいと見ていただければいいと思います。15年の借入期間で、うち3年間据置きという形の条件で借りております。

吹田委員

答弁ですと、整備するところについてはたくさん希望もあったり、現実にはいろいろな事情がありますけれども、やはりお金は出ると借金になるという感じになります。極端に言うと、その年ごとに決算して収支が出ますので、やはりどうしてもというもの以外は少しでも後年度にしてもらいたいというのが私の考えでございます。そういうものについては、なかなか難しいということだと思いますけれども、私はやはりそうせざるを得ないような状況に今なっているのかと思います。確かに市民の皆さんの要望もたくさんあると思うのですけれども、この辺につきまして、3億円ということですから、これが例えば先ほど財政部長が答弁しましたけれども、予定の82パーセント程度で落ちているということは、単純にいくと、これは全体ではないのですけれども、約2億5,000万円ですから、その程度でおさまると5,000万円は残るのかと。この予定だと、単純に計算するところなるのですけれども、そうでもないような感じのことも言っているのですが、現実にはこういう面では予定した部分をやるということでしたら、そういう形で残るものなのかどうか、いかがでしょうか。

（ 建設 ） 建設事業課長

先ほども申しましたが、たくさんある候補路線の中、厳選してといいますか、優先順位の高いものから行っております。過去平成13年度ぐらいには、この臨時市道整備事業費も5億円なり6億円なりございましたが、そういった中で、優先順位をとにかく考えて、入札を行って、例えば入札を行った差金については、それ以上は新たな路線ということは考えないで、そのまま不用額として残しているところでございます。

吹田委員

こういうものにつきましても、私はやはり少しでも全体で頑張るしかないと感じていますので、ここのところは、各セクションにしっかりとそれを見ていただきたいと考えております。

また、ここに建設機械整備の関係で、除雪用グレーダーの購入が予定されておりまして、これについては2,855万円の予算でございますけれども、これも国庫補助金で約1,700万円、また起債で約1,000万円という予算が盛りられています。こういうものについても、これは予定金額ですが、入札をするという場合はどういう形でやるのですか。

（ 建設 ） 庶務課長

冬期間のグレーダーの購入につきましては、指名競争入札で行っております。

吹田委員

これも指名ということは、特定の扱う業者しかないという形のものになるのか。これは恐らくつくっている業者から入札するわけではなくて、通常は取扱業者がやるわけですね。

（ 建設 ） 雪対策課長

除雪のグレーダーにつきましては、非常に特殊な機械という部分がございます。その中で製造メーカーが何社かありますけれども、製造メーカーが販売する部分と、取扱メーカーが販売する部分に分かれております。そういう

中で、各メーカー、そういう販売ルートを選定して指名により入札を行っております。

吹田委員

指名競争入札ということでありませうけれども、私はこれからこういういろいろな形のものについて、入札制度になるのですけれども、建設部としては、これからこういう入札にかかわって、市全体の中の契約管財課も含めていろいろな形で制度を考えていくと思うのですけれども、これからより市民の皆さんの負担が少なくなるような形の入札制度というのは、どのようなものが一番適当と思われませんか。

建設部長

今るる入札のお話があったと思いますけれども、まず入札をするというのは、やはり高止まりの落札額の整理とか、入札の透明性とか、そういった条件をクリアするために今入札制度の研究をしております。

そういう中で、私どもは適正な価格で落札することを目的にしまして、平成19年度から条件付一般入札方式を採用し、今、郵便方式も採用しているという状況でございます。今、国なり北海道はそれに対して総合得点を入れた新たな入札制度も今導入をし始めてございますので、今後契約管財課の方とも連携しながら、そういった入札制度についても研究したいというふうには考えてございます。

吹田委員

ぜひその部分については、私たちは基本的に財政的な心配がありまして、少しでも努力をしていただきたいと考えております。

また、建設部だけではないのですけれども、私の方ではひとつ考えているのは、一応まず地元の業者に基本的にはやっていただくという形のことをやっておりますけれども、やはり地元業者の方々が、公共事業の中でいかにそうやって自分たちが努力して、そういうものに市民の皆さんの大切なお金を、また国から国税が来ていますけれども、そういうものをより有効な形で使ってもらえるか、そのために企業の努力が必要と考えていまして、この辺について皆さん方の認識は、基本的にどのような考えを伝えているのか。また、そういう形の努力を本当に皆さんがしていると評価するのですか、いかがなのでしょう。

建設部長

入札結果を要はどう評価したかというお話だと思いますけれども、いかんせん今全国的に低価格入札というのが大変大きな問題になっています。公共事業の一つの目的は、地域の経済保持という部分がありますし、当然ある程度適正な価格で落とすことによって、利潤を上げ、経済に還元するという方法と思っておりますが、それで今問題になっているのは、それを超えて低価格で応札する業者が増えているということなのです。それは何を意味するかというと、最終的には工事の手抜きということも発生しますし、労働賃金を不当に安くする以外、価格保持できないというようなことがあって、低価格入札については問題になっています。

市の方でも低価格入札の制度というのを入れまして、適正な価格で落とすような方式を採用しておりますので、現在、小樽市がとっている入札制度については一定の効果といえますでしょうか、そういったものは十分出ているのではないかと評価はしてございます。

吹田委員

今、低価格入札の問題の話がございましたけれども、私はやはり労働賃金を下げてまで何とかということはないと思っています。特に小樽なんかは、そういう大きな取引ではないものですから、原材料を手に入れる場合でも結構高い形で取り入れる部分がどうもあるような部分もありますし、そういうような建築用の関係については、なかなか小樽の業者から材料を買うなどということはないかなくなったという感じもありますから、やはりその辺のことについての努力が必要ではないかという気はしていますので、ぜひそういうものも含めて、建設部では少しでもそういうところを努力していただいて、決算では不用額を出せるような形でお願いしたいと思います。

水道事業会計・下水道事業会計について

続きまして、水道局の関係につきまして、お聞きしたいと思うのですが、水道につきましては、そういう意味では、企業会計ですので、市の一般会計の方と別の関係で動いていますけれども、ここにつきましても、こういう実際の維持・管理的な部分を中心になっている部分と、それと下水道の設備の関係でやっていますけれども、この辺につきましても、通常の業務にかかわってのことについての入札についてはどのような方法をとっているのか、お聞きしたいと思います。

（水道）総務課長

上下水道の工事に関する入札の関係でございますが、基本的には原則130万円以上の工事につきまして、条件付一般競争入札を採用しているところでございます。この中には、電気、機械等特殊な工事につきましては、一部公募型指名競争入札を採用しているところでございます。

吹田委員

今、こちらの方でも条件付一般競争入札が中心だということでありまして、ここ最近の条件付一般競争入札というのは、どの程度の落札率ですか。

（水道）総務課長

条件付一般競争入札の落札率の関係でございますが、平成19年度におきましては、水道事業会計におきましては94.18パーセント、下水道事業会計につきましては88.81パーセントという状況でございます。

吹田委員

今、こういう技術的なものも出していただきたいと思いますが、水道事業会計については94パーセント台という数字が出ているのですけれども、このあたりは、先ほどの建設部の条件付一般競争入札の関係では80パーセント台になっています。この辺については、何か特殊な事情があってこういうふうになっているのか、入札ではこういう数字が出てくるというのは、どう考えていましたか。

（水道）管路維持課長

土木工事と水道工事の違いということになると思うのですが、水道の工事につきましては、厚生労働省という形での歩掛りがございます。また、土木につきましては国土交通省という形での歩掛りがございます。その歩掛りの中に経費の率が当然ありまして、厚生労働省の歩掛りの方が非常に安いという形になっております。そういう差が出ているのかというふうには私は判断しているところでございます。

水道局長

水道事業会計の方が高いのではないかという御指摘ですけれども、今のオリンピック景気で中国に鉄を持っていかれている事情がございまして、水道の仕事というのは50パーセントぐらいは鉄製品であります。そんなもので、メーカー等から聞くとところでは、価格が相当高騰している。その価格に私どもの歩掛りがついていけない、北海道から示される歩掛りがついていけないというのも、今言った問題になるのではないかとこのように考えてございます。

吹田委員

そのような鉄の高騰というのは私も聞いておりますけれども、どちらにしてもこういうものにつきまして、企業努力では間に合わない部分があるのだということを今答弁したと思うのですが、やはりいろいろな事情があると思うのです。大変失礼ですけれども、企業努力で対応できている部分とか、できない部分というのはあると思うのですけれども、そのところはぜひ少しでも。

というのは、実をいうと、私の方が見ますと、基本的に水道、下水道の関係では、繰入金として結構な金額が入っておりまして、財政部がつくった全体の予算の中では、水道が20年度に1億7,900万円の繰入れがある。また、下水道については16億7,700万円の繰入れがあると。昨年度よりは両方とも減っておりますけれども、これだけの金額が入っているのです。これにかかわって、この内容を、例えば1億7,900万円の内容というのはどういうものが原因

で、こういう形の繰入金という形になっているのか。何かお聞きしますと、水道などは他会計の制度の問題で入っているものがあるというふうに聞くのですけれども、これの内容はどのようになっているのですか。

（水道）総務課長

繰入金の関係でございますが、まず、水道事業会計につきましては、消火栓の維持・管理、これに要する経費は水道料金等で賄うものではないということで、一般会計から繰入れをいただいております。そういった形でダムの元利償還金等が水道事業会計の繰入金の内容となっております。

また、下水道事業会計につきましては、同じように雨水につきましては、公費負担ということで雨水の処理に係る負担として繰入れをいただき、また汚水の公費負担分として、処理可能区域内人口の率に応じた形で繰入れしていただくなど、多額の繰入れを基準内の繰入れということでいただいております。

吹田委員

これは金額的にはどの程度なのですか。

（水道）総務課長

水道事業会計につきましては、消火栓の維持・管理では1,350万円、それから水源開発利息分、これは朝里ダムの企業債の利息相当分ですが、4,218万3,000円。また、同じく朝里ダムの関係では元金相当分として8,189万7,000円。合計では、1億7,902万8,000円の繰入れということで予算を計上させていただいております。

また、下水道事業会計につきましては、主なものといたしまして、雨水の処理負担金が1億5,870万6,000円、汚水公費負担分が10億5,923万4,000円、また不明水の処理に要する費用として1億3,058万6,000円という状況です。合計で16億7,771万4,000円が下水道事業会計の一般会計負担分の額でございます。

吹田委員

この水道、下水道のこういう全部で18億円のお金が入っております。このうち、基本的に市の一般財源から入ってくるというのは、どの程度なのですか。

（財政）財政課長

今、水道と下水道の一般会計の方からいえば繰出金になるのですけれども、その財源につきましては、先ほどありました消火栓ですとか、不明水の関係というのは当然一般財源で賄われているのですが、先ほどありました水源開発ですとか、あと下水道管の布設なんかの地方債を借りた場合の元利償還金の一部だとか、そういうのが現行の地方交付税の中で積算されております。先ほど水道局総務課長から言いましたその繰出し基準というのが総務省の方でそういう元利償還金に対するものですが、不明水に対するものについてはそれに見合った形の額で繰出しをなささいという、繰出し基準がございます。一般会計の方につきましても、その繰出し基準を基にその水道事業会計ですとか、下水道事業会計の方に繰出しをしております。

水道局長

一般会計からの持ち出しというような形で御質問をされましたけれども、おそらく政策減免の話をしているのではないかと考えています。水道料金の減免につきましては平成20年度3,824万円、下水道会計につきましては3,028万円程度でございます。

吹田委員

この予算の中でも企業会計の中で借換債ということで、金利の負担を減らそうということでやっているようなのですが、最後にこの借換債につきまして、金額的に平成20年度はどのような予定でしょうか。

（水道）総務課長

平成20年度の借換債の金額等でございますが、予算につきましては、水道事業会計では繰上償還金と合わせて32億800万円、下水道事業会計では40億500万円ということで借換えの予算を計上しております。

吹田委員

借換債ということは、いわゆる返済を後年度に繰り延べたということですね。そういうふうを考えてよろしいのですか。

（水道）総務課長

この借換債につきましては、後年度に繰り延べたということよりも、高金利の起債を低金利の起債に借換えをす

るといことで、企業会計にとりましては利息の軽減を図るということを目的に行っているところでございます。また、借換えに伴う起債の年限ですけれども、借りかえる起債の一つ一つの残りの年数において、償還するという形で借換えを行っております。

吹田委員

そうしましたら、これによって相当な金額の金利負担が減ったという形で見てよろしいでしょうか。

（水道）総務課長

借換えに伴う利息の軽減の関係でございますが、水道事業会計におきましては、水道局の純粋な効果額といたしまして11億8,200万円、下水道事業につきましては7億7,000万円の見込みで予算を計上させていただいております。

吹田委員

このことにつきましても、私はやはり事業費の節約、またこういう小樽市の金利負担の中では、こちらの方が大変大きなものがあると考えていますので、これからは国も含めて、いろいろな交渉をされて、この高金利のものをいかになくすかによって、小樽市全体の財政に寄与することになりますので、この辺も含めてぜひこれから平成20年度よろしくお願ひしたいと思います。

委員長

平成会の質疑を終結し、共産党に移します。

菊地委員

地上デジタル放送の電波障害調査について

住宅事業特別会計の地上デジタル波関連電波障害調査関係費についてお尋ねをいたします。

この調査の目的と具体的な調査内容についてお願いいたします。

（建設）建築住宅課長

地上デジタル放送の電波測定委託料の内容についてでございますけれども、電波障害ということで高さのある建物、市営住宅を建設しまして、それまでテレビの電波が届いていたところに電波が届かなくなりまして、建物を建てた側が共聴アンテナを立てまして、それを配信するというのが電波障害の対策でございます。

今回の調査委託の内容なのですけれども、デジタル波が配信されるということで、現在のアナログ波よりもデジタル波の方が電波が大きく回り込む性質があるため、電波障害のために配信している範囲が少なくなるのではないかとと言われてございまして、その範囲を調べるための調査と、もう一つは今使われている共聴のアンテナですとか、増幅器、分配器等の装置が古いものとデジタル波に適合しないものがあるということですので、それが使用可能かどうか二つの調査をする形となっております。

菊地委員

そうすると、調査結果によって、今後とらなければならない対策というのも生じてくると思うのですが、これについてはどのようになりますでしょうか。

（建設）建築住宅課長

平成20年度の調査を終えまして、その結果を申しますと、今予定していますのは、アナログ波が廃止されますのが、23年の7月でございます。それで、21年度からの3か年をかけて計画を立てまして、その電波障害の地域の解

消、改修を行っていく予定でございます。

菊地委員

その建物によって電波障害を生じる周りの住宅の皆さんに対する対応と、それから住宅そのものにも対策が必要になってきますね。それも含めてということですか。

（建設）建築住宅課長

市営住宅の方ですが、例えば 4、5 階建ての建物がありましたら、その屋上に共聴のアンテナが立ててございまして、そこから各部屋まで配線されてございます。それが施設管理者の分担の部分でございます。ですので、昨年、小樽、それから札幌すべてでデジタル波が出ましたので、同じように平成 20 年度、これは工事業者等の協力を得て、そのアンテナが使用できるものかどうか、また配線、分配器等がデジタル波に対応できるものかの見積り等をとる中で計画を立てまして、同じように 21 年度から市営住宅の入居者が見ることができるよう改修工事を進めていく予定でございます。

周辺の住宅のまだ引き続き電波障害のために配信を受ける範囲のものは、市の方で対応することにしております。

建設部長

電波障害で、現在、障害のあるところはすべて共聴アンテナから配線をしているのです。ところが、先ほど課長が言ったように、デジタル波が回ってくる可能性がありますので、本来もう市の共聴アンテナで配信しなくていい住宅が出てきます。その方々はあくまでも電波障害はない話ですので、デジタル波を受けられるアンテナをみずから立てるということになります。

菊地委員

そこは避けて、たぶん住宅の方の対応としては、もう手をつけなくてもいいというふうになると思うのですけれども、100 パーセントそうなるわけではないと思いますので、その対応とそれから今課長から答弁いただいた大家としてやらなければならないものについての対策費というのは、相当なものになるのではないかとこのふうには私は懸念しまして、今後の小樽市全体の財政計画にも影響を与えるのか、その調査の結果でそういうことが出てくるのではないかと、その辺についてはいかがでしょうか。

（建設）建築住宅課長

法律の改正によりまして、テレビ放送の電波が変わるということです。この財政計画等にはこのデジタル波対応の対象分の費用は大まかな部分での計画を立ててございます。そこで、今、急に出るということではございません。ただし、先ほど申し上げましたように、調査を行って、又は今ついています設備機器類を調べた結果、どこのラインの部分まで改修が必要かというのは、現在のところわかってございませんので、その額というのはちょっと変わる要素はございます。

建設部長

先ほど御質問があった財政再建に影響するのではないかとこの部分について答弁しますが、あくまでも住宅事業特別会計に繰り入れる額を想定して、先日示しました財政健全化計画収支見直しの中には含めています。今、課長が言ったように、ぴたっとした金額ではございませんので、概数でそれにかかるだろう想定額は入っていますので、この計画には支障はないだろうというふうに思います。

菊地委員

住宅関係の地デジ調査は、それに伴う結果について財政健全化計画には大した影響はないという答弁でした。実は、住宅だけではなくて、ほかのところにも、消防とか、教育とかにもありますので、全体的にどうなのかということについてもちょっと懸念をしているのですが、それはまた改めて財政部の方にお尋ねしたいと思います。

市営住宅の指定管理について

続きまして、市営住宅の指定管理の問題についてお尋ねしますが、今、市営住宅の管理は指定管理者が管理代行

業務を行っていますけれども、家賃の算定について指定業者がどこまでその業務にかかわるのか、また建築住宅課はどういったかわりをするのかについて、お尋ねします。

（建設）建築住宅課長

家賃の算定業務について指定管理者がどこまでかわるかという御質問ですが、基本的には入居者の方から毎年度収入申告をしていただきまして、次年度の家賃を決定しまして、1年ごとに新しい家賃ということなのですが、この家賃を算定するための収入申告の用紙を配布して、それを回収して、その中から家賃を算定する業務は指定管理者の業務の範囲ということになっております。

菊地委員

算定するところまでは指定管理者の業務ということで、建築住宅課はそれにはかかわらないのですか、最終的な部分で。

（建設）建築住宅課長

建築住宅課はその家賃を基本的に決定しますので、十分にかかわってございます。それと、情報システム課の方の電算の情報を得ながらの作業となりますので、建築住宅課もかかわることになります。

菊地委員

今、収入申告書を配って、それを提出していただくという話を聞きましたけれども、例えば収入申告書、その中にいろいろ記載する項目があると思うのですが、それまで同居していた方が転出して、それで世帯の全体収入が変わって、それによって住宅の家賃も変わることがあると思うのです。そういう場合、申告書に記載されたことと、それから同時にその転出するときに出さなければならない、決まった書類とかがあると思うのですが、それがたまたま出されてなかった。そうすると、申告書の内容とそれから家賃を算定する基準になるものとの食い違いが出てくると思うのです。その辺のチェックというのは、どのようにされているのかお尋ねします。

（建設）建築住宅課長

収入申告は家賃を算定するための申告書になるかと思うのです。異動届というのが別にございまして、家族の方が変更になったとか、転居した方がいて収入が変わりましたら、またそういう違う手続があります。そういう形で収入申告書を出していただく中で、家賃は決まっていくという事務の流れになってございます。

菊地委員

今、異動届の書類も同時に出していただくと課長がおっしゃいました。異動届の書類を出さなかったけれども、申告書には家族はもう転出しましたという記載があった。そして、世帯の収入金額も前回と、前年度とは違うふうにして記載されていた。その場合は、家賃はどの時点の何をもって算出されるのかという点については、いかがでしょうか。

建設部長

若干詳細な話をしますと、収入申告書の中で、変更があった場合には、備考欄にその趣旨を書いていただいて、異動届を出していただくというルールがあるのです。その今回の実を言うと、特記事項という、要は欄外に書かれていたということがあって、いつも見ている書式を意識しているスタッフとしてみれば、要は書かれるところに書いていないという部分又はその新たな書類が出されていないということで、本人の環境が変わったことによる家賃への影響は、逆に言えば出せなかったということでございます。ですから、異動があれば当然書式どおりにやってくれば、きちんとその段階での家賃算定をするということのルールは持っています。

菊地委員

それで、そのチェック機能というのは働かないものなのかということが、私のお尋ねしたいことなのです。

建設部長

委員がおっしゃる部分は十分理解をしなければいけないと思っています。確かにルールどおりの場所になれば、

「特記事項に書いている」と言われたら、「確かに書きましたね」ということになるでしょう。ですから、今スタッフの方と話をしていますけれども、もう少し入居者の方にもわかりやすい内容の記載をすとか、チェックマニュアルを持っていますので、その中にそういうことのないように改善しようということで、今、内部的には整理をさせていただいていますので、それはちょっと御理解をいただきたいというふうに思います。

菊地委員

これが住宅管理公社とかそういうところとか、また建築住宅課が直接そういう業務にかかわっても、そういう事態が起こり得ることなのか、それとも、指定管理者制度ということでの新しい委託業務だから起こり得ることなのか、その辺について部長はどのように考えていますか。

建設部長

決して指定管理者制度に移行したからということではなくて、やはりそれは要は周知の仕方、前は住宅管理公社に委託していましたけれども、当然そのときにも、ひょっとすれば発生したかもしれないような状況ですので、指定管理者だからとはならないというふうには思っています。

菊地委員

そういうことでは、申告があくまで基礎ですから、そういう市民の申告の義務といいますが、責任をきちんとしきれないことで起こることというのはたくさんあるのですけれども、私は行政の仕事として、申告ですからということで、決してそういうつもりではないと思っているのですけれども、市民の申告する義務とか責任とか、そういうことがきちんとされるような市民教育といいますが、そういうことをもっとわかりやすく行政の方で、やはりいろいろ情報提供なり教育をしていただくと同時に、きちんとそういうチェック機能が働いて、そういうことをしなければならぬことについて市民に心配りができるような市の体制といいますが、チェックマニュアルとか、そういうことを整理していただきたいと思いますので、その辺についてよろしくお願いします。

建設部長

先ほど答弁しましたように、市民の方に対するその周知の仕方又はその指定管理者のチェック機能に対するマニュアルの再構築というのでしょうか、そういった市民の方にきちんとできるような内容について、先ほど言ったように内部的に整理をするということで決めましたので、それを徹底したいと思ってございます。

北野委員

小樽駅前中央通歩道橋撤去について

小樽駅前中央通歩道橋撤去を求めて質問します。

去る 2 月 29 日のマスコミ報道で、小樽駅前の再々開発のそのカラーの完成予想図が関連記事とともに掲載されました。この報道を見た市民から、歩道橋は撤去するということになったのではなかったのかということで、たまたまそのカラーの図には歩道橋がついたままというふうになっていたものですから、そういう疑問や質問が我が党に結構寄せられています。

駅前の歩道橋については、40 年ほど前の最初の再開発事業で歩道橋を設置するときから、我が党は駅前から港を臨む景観を壊すから設置すべきでないという主張をしてきたのですが、これは共産党だけの反対で設置されました。ところが、ここ数年前から、歩道橋設置に賛成された当時の各党の後輩の議員の皆さんからも、撤去方について要望する意見が出るようになった。これは大変結構な話だと思うのです。歩道橋撤去によって、例えば豪華客船がちょうど駅前通りから下がった小樽港第 3 号ふ頭の 13 番、14 番バースの付近に接岸すると、これを小樽駅前から見るという景観は、やはり小樽ならではの観光スポットになると思うのです。ですから、にぎわいを取り戻す大きな力にもなるということは疑いないと思います。

そこでお尋ねします。歩道橋撤去のこれまでの経過、道道となったので、北海道の取組と市とのやりとりの経過

も含めて、説明いただきたいということが第 1 点。

それから二つ目は、市として歩道橋撤去について今後どのようなスタンスで臨むか、この 2 点について説明並びに答弁してください。

（建設）まちづくり推進室主幹

駅前の歩道橋について 2 点ほど御質問がございました。

1 点目のこれまでの撤去に向けた経過と取組なり、北海道とのやりとりということでございますけれども、これまでも議会で議論いただいておりますけれども、歩道橋撤去についてはいろいろなところから話がありまして、しばらくの間撤去できなかった要因としては、駅前第 2 ビルと第 3 ビルの連絡通路ということで、第 3 ビルの商店街の方あるいは第 2 ビルの商店街の方から、歩道橋を撤去すると死活問題になるというような話がありまして、なかなか先に進めなかった経過がございます。その中で、第 3 ビルの再開発という事業が一定程度具体化されたことに伴いまして、この撤去についても第 3 ビルの再開発とあわせて具体的な議論がなされるようになったということでございます。

撤去については、当然第 1、第 2、第 3 ビルの商店街あるいはその権利者の方あるいは中央通に面した商店街の方々、あるいはその町会の方々などの関係者の方たちに、第 3 ビルの再開発が一定程度めどがつかしましたので、撤去については御意見をお聞きいたしまして、一定程度御理解を得られたというふうに思っておりますので、私どもとしてはそれを契機に北海道と具体的な撤去に向けての協議を始めてきたということでございます。

2 点目の市として今度どのようなスタンスで向かっていくのかということでございますけれども、今話しましたように、そういった道と撤去に向けた協議を進めて、一定程度話し合いが進んでおりまして、平成 21 年 5 月を第 3 ビルの再開発事業の一つの完成目途としておりますので、この時期に向けて撤去が実現するように、最終的な道との調整をやっているという状況でございます。

北野委員

そうすると、平成 21 年の完成を一つのめどにして、小樽市としては北海道と合意して撤去について進めていきたいというふうに理解してよろしいですね。

ところで、その問題で、今の中央通の歩道橋の所有者はどなたなのですか。小樽市、道。

（建設）まちづくり推進室主幹

今は道道でございますので、北海道でございます。

北野委員

財政健全化計画の見直しについて

次に、昨日、議会の各会派に示された財政健全化計画の見直しにかかわって尋ねます。

最初に建設部ですが、普通建設事業費は見直し計画の説明では、現時点で見込まれるものを計上とあります。平成 19 年度の財政健全化計画の説明では、19 年度をベースに算定とあります。また、見直しの主な変更点の説明では、現行計画との比較で、増になった主なものということで四つの事業が具体的に上げられています。

そこで、建設部所管で 19 年度ベースの財政健全化計画で予定していた事業名、事業年度、予算額について答弁してください。

（建設）庶務課長

平成 19 年度でございますが、交通安全施設整備費では歩道整備工事費 338 万円。同じく区画線整備委託費 1,736 万円、それと防護さく整備工事費 1,414 万円。河川管理費としまして、色内川河川改修費 3,893 万円。小樽公園再整備事業費、こどもの国ゾーン 4,900 万円。それと臨時市道整備費、これは 24 件で 3 億円。これらすべて単年度の事業ということでやっております。

北野委員

私が伺ったのは、財政部から平成19年3月に出された財政健全化計画の中の説明で、19年度ベースと書いてあるのです。だから、それが24年度まで続くわけですから、24年度までの財政健全化計画の期間中の建設部にかかわる事業名と金額。今、課長が答弁したのは19年度ないし20年度の意味だと思うのです、単年度ということで答弁しましたから。金額からいってもそういうことではないかと思うのです。だから、それ以降、事業が複数年度にまたがるものもあるでしょうから、主なものでよろしいですから、改めて説明をしていただきたい。24年度までです。

（ 財政 ） 中田主幹

私の方から答弁させていただきたいのですが。

（ 「何で」と呼ぶ者あり ）

現行計画で建設部所管の事業を私の方から答弁させていただければと思うのですが。

（ 「いや、あなたが答弁するならいいけれども、財政部に言いなりかい、建設部」と呼ぶ者あり ）

建設部長

平成24年度までの主な事業ですが、交通安全施設整備費、毎年度それぞれ違いますけれども、おおむね毎年度3,600万円程度です。それから、市道整備事業でございます。これもほぼ毎年度5,900万円程度です。それから、臨時市道整備事業でございますが、おおむね20年度、21年度については3億円程度、22年度から24年度はおおむね4億円程度。それから、建設機械整備費がおおむね毎年度3,000万円程度、河川整備費については毎年度4,000万円程度、小樽公園整備については20年度の単年度でございます。額は20年度、21年度はおおむね4億6,000万円から5億円程度、22年度から24年度については5億6,000万円程度でございます。

北野委員

見直された財政健全化計画で建設部としてどのように努力して、後段に、部長が答弁された今後の事業を実現していくのですか。

それともう一つは、今回見直されたもので、今、部長が答弁した上に新たにプラスされたものがありますね。その玉突きで削られることになった事業はないのかということにも触れて説明してください。

建設部長

二つの問題と考えています。私どもとしては、今回見直しをしたときに、財政部の方をお願いをしたものが挿入されてございます。2番目ですが、そのために、玉突きになったかという点については、私はそう思ってございませんで、先ほど答弁した各事業は単年度で終了する事業ばかりでございますので、これはもう維持・管理に徹する部分ですので、何としても玉突き条件にはならない事業ということで、財政部にもお願いをし、今度提示したもののいうふうに考えてございます。

北野委員

つくった財政部に聞くけれども、削ったものはないのか。

（ 財政 ） 中田主幹

建設部所管につきましては、平成19年度でつくったベースがございまして、それをほぼ踏襲するような形で検討・見直しを進めているところでございます。

北野委員

そうすると、建設常任委員会所管事項以外で削ったものというのはありますか。参考までに言ってください。

（ 財政 ） 中田主幹

大きなものはございません。細かいもので申し上げますと、市民部所管で墓地の整備事業が通年700万円から800万円ぐらいの事業ということで、側溝整備とか階段整備の予算措置をしてございましたけれども、この部分につきまして、平成20年度の部分で予算措置を見送りさせていただいております。

北野委員

これは今ここで言うのがふさわしいかわからないけれども、答えていただいたからちょっと関連で言っておくだけでも、いつも益近になると墓地の整備が悪いということで、整備についての要望がしょっちゅうお年寄りから出されるのです。坂が多いですから、砂利の上に乗って転ぶので、何とかならないかと。これは今日は所管外ですから、詳しくはやりませんから、そういうのを削るといのはどうかというふうに思うので、これは関係のところでは質問させていただきます。

それから次に、建設事業課、それから建築住宅課で、市民に直結している事業を行っていると思うのです。それで先ほど聞いたのは、平成19年度につくられた財政健全化計画から削除されたものはないのかと聞いたら、ないと。ところが、これはひとつ普通建設事業費というのは121億円あったわけですから、それが19年度で14億円台に88パーセントも削減されているのです。ですから、それ以前から事業を計画していて、ところが19年度でもって計画が定められたわけだから、これによって構想が大きく狂って削られたというのは結構あるのではないかと思うのです。具体的には我々は部長から、今、財政難だけれども、もう少ししたらやりますと言っていたのが、こういう計画で取りやめになりましたなんていう説明を結構受けたからね。だから、腹づもりとして予定していた事業でだめになったというはあるのでしょうか。121億円が、少しずつ減っては来たけれども、19年度は14億円程度だから、そこからスタートすれば削られていないというふうになるけれども、それ以前に建設部で計画していたもので削られたというのは結構あるのではないですか。

建設部長

平成19年度以前との比較ということで、ちょっと限定して話しますと、平成10年度レベルで一般会計の部分でお話をしますと、顕著なのは街路事業が、実は10年度に約 8 億7,000万円の事業費でやってございました。それが、16年度でいったん休止という段階を踏んでございますので、今、委員がおっしゃるような見地で見れば街路事業が該当するということでしょうか。それ以外で、臨時市道整備事業の関係についても、確かに平成10年度は8億3,000万円ほどあったのが、途中で6億円、4億円、現在3億円という形の中で、年々事業を選択し、優先度をつけて平準化して落としているということがあります。あと道路維持関係についても、10年度で5億3,000万円ほどあったのが、今は2億円ちょっとでございますので、そういった意味では工事を厳選して落としているということだろうと思います。

（「三つしか言わないの。それ以外ないのかい」と呼ぶ者あり）

もっとあります。

北野委員

そうしたら時間がいないから、書いたもので答弁しているから、後でください。

次、水道局に伺いますけれども、企業会計だから財政健全化計画の対象外になっていることは承知しています。だから、当然水道局はそれに拘束されていないわけけれども、しかし一般会計の努力を見ていて、自分たちで一般会計のそういう健全化計画の努力に沿って、水道局としてどういう努力をこれまでされてきたか。それから今回見直しされた財政健全化計画を見て、今後、水道局としてどういう努力をしていくか、できるだけ具体的に答弁してください。

（水道）総務課長

水道局における財政健全化計画に関連した見直しの関係でございますが、これまでに行ってきた経過を先に説明させていただきます。

初めに、水道事業におきましては、浄水場の夜間・休日の一部業務の委託化を進めております。これについては平成18年度から進めさせていただいておりまして、本年度につきましては、その夜間・休日の業務について、今まで2交代制の8サイクルということで進めてまいりましたけれども、そのサイクルを6サイクルということで短く

しまして、直営の職員数を削減したというところでございます。

また、下水道事業につきましては、処理場、中央処理場などの管理業務委託料のさらなる見直し、また維持・管理費の点検項目の洗い出しをする中で、更新事業との調整を図りながら削減をしたり、また環境に配慮し、下水道事業はかなり動力費を使いますので、更新に合わせて動力費の削減を見ながら更新をするという内容です。また、修繕費につきましては、機器の細やかな点検による修繕費の減ということで、維持・管理費のコスト削減に努めてまいりました。また、各事業共通の部分につきましては、清掃等の業務委託料の見直し、公用車の削減、またこのたびの国の施策であります公的資金保証金免除の繰上償還に伴う借換債の積極的導入ということで、そういった形で経営努力を進めてまいりました。

また、今後につきましては、水道事業につきましては、小規模な浄水場が多々ありまして、桃内などそういう小規模な浄水場を休止したり、それから21年度には潮見台の浄水場も現在休止を予定しており、効率的な維持・管理に今後努めたいというふうに思っております。また、浄水場の業務委託のさらなる拡大ということで、夜間・休日の運転管理業務委託の拡大を行います。このことによって直営による夜間・休日の業務は一切なくなるということで、今後そういう形で進めたいというふうに思っております。

それから、下水道事業につきましては、現在、17年度から23年度までの7か年の計画で更新事業を進めております。更新事業は経費節減、入札等、それから設計の見直し等も含めながら、更新事業のさらなる圧縮を図りながら、進めていきたいというふうに思っております。

また一方、GIS（地理情報システム）を活用した中、業務の効率化を行うとともに、また料金関係では滞納整理システムが昨年の12月に本稼働いたしまして、このシステムによりまして、滞納者の進行管理が容易になるということで、未収金対策にも努めるなどといった内容で、今後進めさせていただきたいと思っております。

北野委員

今、課長から経過と今後の方向が事業名で具体的に説明があったのですが、金額をおっしゃっていなかったの、わかったら金額を順番に言ってください。

（水道）総務課長

金額につきましては、後ほど資料にまとめまして提出させていただきたいと思っております。

北野委員

昨日配られた財政健全化計画見直しの資料の中で、繰出金にかかわって横の表の収支計画案と書いてあるでしょう。これで、繰出金の一番下の欄に、水道・下水は平成19年度から21年度の公的資金の借換えを加味し算出と書いてあるのだけれども、これの詳しい説明をしていただけますか。

（財政）中田主幹

一般会計も、それから住宅事業特別会計もそうですけれども、そのほかに水道と下水道、今、公的資金の借換えを平成19年度から21年度まで予定してございます。19年度については補正予算を提出させていただいていますし、20年度については当初予算にそれぞれ盛り込んでございます。その内容を加味して、上下水道の繰出金を水道局の方で算出してありまして、結局それによって高利子のものが低い利子に変わりますので、その分一般会計から見ると繰出金が多少圧縮されるというような形で繰出しの積算上そういう形の扱いになってまいります。それで、そういう形でその公的資金の借換えを加味して繰出金を算出していますということで、記載させていただいたところでございます。

北野委員

繰出金で同じ欄に六つほど説明があるのだけれども、金額は1本になっているのだけれども、例えば水道・下水道にかかわることは、それは後で知らせてください。

次、昨日いただいた資料の2ページ目で、（7）繰出金 下水というところがあります。このところで処理区

域内の人口密度の減少に伴い、元利償還金に対する公費負担が増加することから、平成21年度から繰出金が増加と書いてあるのです。これはどういう意味ですか。それから、影響額は。

（水道）総務課長

繰出金の関係でございますけれども、下水道につきましては処理区域内の人口密度の減少に伴い、元利償還金に対する公費負担が増加するというので、財政部の方から説明させていただいた件なのですけれども、この人口密度につきましては、平成18年度の国の通知によりまして判明したところであり、予算の段階では40パーセントという形で措置をしておりました。そういった中で、この繰出金が増えるという要素の中では、この人口密度の割合が50パーセントということで、一定の率を超えるため、繰出金の算出根拠が増えるという状況になりまして、トータルでは20年度から24年度まで、合計で3億3,000万円の負担増という結果となっております。

北野委員

ある程度の意味はわからないわけではないのだけれども、人口が減っていくということはある程度予測してしましたね。数値も持っていたでしょう。一方では総合計画では人口を増やすというふうになっているのに、それぞれ個別になれば、みんな減らす計画を出すわけだ、これは環境部もそうだけれども。それが問題だということは指摘したはずなのですが、そういう水道局が持っている人口予測からいって、国が平成18年度の通達で40パーセントで組んでいたのを50パーセントに変更したというのだけれども、これは何が40パーセントあるいは50パーセントなのですか。これは国が変更したと。その影響で5年間の現行計画で3億3,000万円増えたというふうになると思うのですが、そのあたりをもう一回説明してくれませんか。

水道局原田次長

今、総務課長の方から説明をしたわけですがけれども、総務省の見直しの中で、本来下水道は平成17年度までは雨水は公費という形で、汚水については私費という大原則ですべてが動いておりました。18年度から公共用水域の保全の観点で、すべてを下水道使用料で賄うのはやはり無理があるということで、汚水についても一部公費を導入しましょうという考え方の中で、小樽市の場合は分流式下水道でございますけれども、この分流式下水道の場合はどういう割合で公費を導入すべきかという部分の一定程度の方針が総務省から出されました。それは、処理区域の面積に対して、そこにどれだけの人口があるのかということで、1ヘクタール当たりの人口密度で公費負担割合を決めましょうということで、この資料にも書かれておりますとおり、1ヘクタール当たり50人以上75人未満の場合は汚水全体の元利償還金に対する40パーセントを公費で負担する。企業債の元利償還金の40パーセントは公費が持つべきだという判断です。こうした人口減少の中で、この辺もちょっと下水道サイドも読み違えた部分がございますけれども、ちょっと下方気味に人口が推移して、人口密度がどんどん低下してしまう傾向があるということで、今の50人という部分を割り込むと、今度元利償還金に対して50パーセントを公費で負担するというような形になるということで、その辺の修正をさせていただいたというのが、今回のこの見直しの中で整理をさせていただいたということでございます。

北野委員

そうすると、見込み違いもあつたらしいのだけれども、従来の平成18年度の通達が出る前の40パーセントのラインで公的負担額を計算すれば、資金的にはどうだったのですか。

水道局原田次長

平成17年度までは、こういう制度がございませんでしたから、これは汚水部分については使用料負担の原則でいきました。その部分で言えば、下水道も当然使用料で全部賄うことができませんでしたので、一般会計からの繰入れの中では収支不足という部分がございます、これは一般会計と水道局の話合いの中で、繰り入れてもらうということで、それでなければ、使用料の値上げということで、どちらかで措置しなければ会計が成り立っていかないということで、その辺は両者の話合いの中で額を決めてきていたということでございます。

北野委員

そうすると、今回の通達で基準が新たに示されて、簡単に言えば、一般会計から入れてもらう分がルールとしてはっきり確立された。だから、水道局としては財政当局とかけ合わなくても、これはもうルールなのだからくれというだけで事は済むようになったということなのですね。その影響額が 3 億 3,000 万円だというふうに理解してよろしいですか。

ところで、水道局が人口がずっと減るということは予測していたのだけれども、それは人口の密度に関係なく、汚水の方は使用料で賄う。だから、足りない分は全部公費負担で自動的にもらうというふうになっていたという、そういうことでいいのですか。

水道局原田次長

それはこういう制度が導入されないという仮定の下で、将来どう見通していたかというふうな御質問かと思えます。その点で言えば、やはり一般会計の予算の状況というのは、こういう状況を推移しますと、では先ほども言いましたけれども、使用料でいくか、税でいくかと、この択一でございますから、どちらでいくかというのは、一つの政策判断として出てきたのではないかというふうに予想されます。

北野委員

そういうことを聞いているのではないのです。人口がずっと減っていくということで予測しているわけでしょう。だから、従来のやり方であっても、人口が減れば使用料を値上げしない限り、自動的に一般会計から多くもらうことになっていたわけでしょう。それ以外はくり抜ける道がないから。そうすると、人口がだんだん減っていけば、一般会計から繰り入れてもらうのは、こんな額ではないと、だんだん増えていきますというふうに計算していなかったら、いけなかったのではないかと思うのです。そうすると、その都度、財政部とやり合って、くれということはちょっと能がないと思うのです。やはりだんだん減っているのだから、人口が減るのは水道局の責任ではないのだからくれと、こういう形で考えていたと思うのです。だから、人口がどんどん減っていけば、方針が変わる以前でも一般会計からもらう額というのは、だんだん増えていくはずだったと思うのです。旧計画の平成 24 年度までで言えば、仮に 18 年度の方針の変更がなくても、それは幾らずつ増えていくというふうにあなた方は計算していたのか。その計算と今回の 3 億 3,000 万円を差引きすれば、ある程度一般会計からの繰入れの負担額というのは、プラスになっているのがマイナスになっているのが判断できるから、その基になるところ、最初に方針変更前のを説明してください。

水道局原田次長

金額は後ほど整理させていただきますけれども、その以前で先ほど総務課長から説明したとおり、下水道の機器全体の更新計画をつくりました。その中で、全体の修繕費、それから動力費も含めた維持管理費の低減というものを一定程度やって、それによる圧縮という部分が見えてきました。業務委託もしておりますので、委託料の見直し等もあわせて財政健全化計画を立案するときに同時並行で立てて、その中で一般会計の繰入金はどう推移するかということでシミュレーションして前計画では出していたということで、その辺の全体的な圧縮効果によって、一般会計の繰入れが圧縮できていたという部分はございます。さらに、こういう公費負担という制度の導入もあって、一般会計の圧縮は。

（「いや、公費負担額はちょっと待って、その前の話だ。そこまで」と呼ぶ者あり）

基本的には維持管理費の見直しを大幅にやってきたということもありますし、その以前の平成 17 年度からは資本費平準化債という新たに起債ができたこともあって、そういうことも合わせて一般会計からの繰入れの圧縮は図られておりました。

北野委員

そういう答弁をするとわからないのだ、本当に。金額を言わないでしょう。だから、本来であれば、丸々一般会

計から繰り入れてもらうのが、水道局のそういう努力でこれだけ縮めましたと。しかし、足りない分はこれだから、人口で減っていくことに合わせて、これくらいずつもらう予定でしたということでもまず答弁をいただくのが一つ。そして、平成18年度の方針の変更で、今度はそれがどういうふうに変わるかというふうに説明していただかないといけないのに、次長は、そういう答弁が得意なのだ。金額で述べないから、聞いている方はわからなくなるのだ。

水道局長

昔の財政計画について、細かい資料が手持ちになかったものですから、後ほど説明させていただきますけれども、当時、私の記憶によれば、市からの持ち出しは約30億円近くになっていましたので、今はもう16億円ですから、かなり今の財政効果が出ています。

北野委員

そんなアバウトに、局長のその記憶で答弁されるとかなわないのだ。だから、要するに聞きたいのは、水道局の努力で従来のものであっても、一般会計から繰り入れるのが努力によってどれだけ少なくなったかと、人口減に合わせて丸々もらうのではなくて、自分も努力しましたと。そういうものがあって、かつそういう努力をしなかった場合との比較で、きちんと答弁していただくということは可能だと思うのです。そうすると、私が最初に聞いた水道局は財政健全化計画の対象外だけれども、しかし一般会計以上に努力していますと言って、胸を張れる答弁ができたのではないですか。誘導しているのに、そういう胸を張れる言葉で答弁しないと、少し謙虚すぎると思います。だから、もうちょっとそれは詳しく答弁していただきたい。

そして、平成18年度の方針変更によって、今度はルールが変わったから、安心して一般会計からくれというふうになった。その額はいかほどか、以前と比べてどうだったのか。19年度から24年度までの6か年間。そういうふうにししないと、水道局の努力がわからないのです。だから、金額で言ってください、そういうふうに聞いているのです。そんな細かい話ではないです、何も。今答弁できませんか。

水道局長

大変申しわけないですけれども、今、財政計画の資料を持っていないものですから、後ほどそれをお持ちして説明いたします。

北野委員

そうしたら、今、保留した水道局の方、私が今言ったことは理解していただいたと思いますので、わかるようにして、後で説明をいただきたいと思います。

それから、建設部も先ほど言った資料を出してください。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

横田委員

まちづくり景観計画について

私の方から、まちづくり景観行政について、お伺いいたします。

平成18年11月1日に、景観行政団体に指定されたということでありますが、そのときの話では19年度中に、景観計画を策定して、条例改正まで持っていくといった、そのような話だったと思いますが、現在の景観計画策定の進ちょく状況についてお知らせください。

（建設）まちづくり推進室主幹

景観計画の進ちょく状況についてでございますが、景観行政団体になった以降は、景観審議会の方でワーキング部会を設置いたしまして、景観計画の策定に向けて鋭意取り組んできたところでございます。この中では、一つには景観計画の区域を定めなさいということと、良好な景観形成に関する方針、それと良好な景観計画に関する行為

の制限等について定めなさいということが定められております。これらについて現在検討をしているところでございます。

内容につきましては、区域は小樽市全域をその対象とするということ、良好な景観形成に関する方針につきましては、一定程度基本計画を持っていますので、基本計画に沿った形で決めていこうという方向性が、ワーキング部会の中で出されております。現在、行為の制限という中身の中で、建物の形態、意匠、色などについてどういった制限ができるかということについて、今、具体的な検討をしているところでございます。

横田委員

現条例を見ますと、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり審議会がずいぶん役割といいましょうか、非常に重要な審議会になっているのです。各所であらかじめ審議会の意見を聞かねばならないとか、審議会の意見を聞いてという文言がずいぶん出てきます。ねばならない規定というか。それで、その審議会はどのぐらいの回数で審議しているのですか。

（建設）まちづくり推進室主幹

ワーキング部会を設置してから、部会のメンバーで集まって協議したというのは9回ほどございます。そのほかに、個別に会長と協議をしたりというのは、また別に何回かございます。

横田委員

1年ちょっとで9回ですから、多いといえば多い、少ないといえば少ないのか。何というか、1年以上かかっていますので、スピード感としてはどうかというような気が若干するのですけれども、今答弁されたように、区域とか方針とかいろいろなことで協議していると。後段言われたように、たぶん景観法ができて制限を課するのが、景観計画の中で一番重要なところかと思うのですが、今、例えば罰則なんかを設けて景観を損なうことをすることに対してのどの程度の制限が議論になっていますか。

（建設）まちづくり推進室主幹

景観法では、制限を課することができるという規定にはなっていますが、景観計画にその制限を定めます。景観計画で定めただけでは、強制力を持たないということですので、これに強制力を持たせるため、本市で条例を定め、条例の中にこの景観計画を位置づけていくという手続が必要になってきます。条例化されて初めて実行力を伴った景観計画になるということでございます。

罰則につきましても、条例を定めることによって、景観法に基づく景観計画となりますので、景観法の罰則が適用されるという流れになっております。

そういった意味で、景観計画に定められた行為の制限、例えば屋根の形をこうしなさいとか、壁の色をこういうふうにしなさいとかという、具体的な文言といいますか、そういう形でできれば景観計画を策定したいということと考えておまして、逆にそういう表現をすれば、それについて建物の所有者等々には是正命令も含めた強制力を持った指導・助言ということができるようになりますので、細かい部分も含めて、本当にどこまで表現すべきか、そういった詳細といいますか、詰めの議論をまさに今慎重にやっているというところでございます。

横田委員

私は決して制限を厳しくして、びしびしやれというようなことではなくて、例えば意図的に確信的に、意匠を変えたりとか、形を変えたりした方々に対して、対抗できるだけの条例を整備しておいた方がいいのではないかという考えですので、何か過度に取り締まるという感じになってしまっただけでは変ですので、その辺はしっかりとよろしくお願いします。

それと、その辺はこれからということですが、もう一つまちづくり景観協議会というのは、この辺でそういった議論というか何か条例改正についての、今言った景観計画に関する話なんかというのはないのですか。まちづくり景観協議会自体はやっていないのですか。

（建設）まちづくり推進室主幹

条例でいうまちづくり景観協議会というのは、その地区で景観に関していろいろな活動、例えば花を植えたり、道路をきれいにしたりという自主的な活動をしている団体で、そういった団体には市の方も支援をしていこうといった内容になっておりまして、具体的にこういった計画とかを議論するような、そういった団体には基本的にはなってございません。

横田委員

景観計画の中にはいろいろ書いてあって、やはりその地区内における都市景観の形成うんぬんとありますから、その辺が全く関係ないわけではないと思います。その辺もちょっとこれからやっていただきたいと思いますが、最終的にその条例が改正される予定、その辺の見通しはどうなっていますか。

（建設）まちづくり推進室主幹

今、答弁をさせていただきました景観計画をできるだけ早い時期にまとめたということで動いていますけれども、その時期にもよりますけれども、私どもとしては平成20年度中の条例施行ということで取り組んでいきたいというふうに考えております。

横田委員

できるだけ早く示していただければと思います。

指定歴史的建造物の指定解除について

関連しまして、現行条例の中に第2節として歴史的建造物の規定があります。これに関連しまして報道されましたので、名前を出してもいいのかと思いますが、旧板谷邸の歴史的建造物指定の関係で2月7日に某紙で報道がされました。現行は指定歴史的建造物ということでよろしいですね。

（建設）まちづくり推進室主幹

指定歴史的建造物であります。

横田委員

それで、その報道によりますと、歴史的建造物の指定解除を市に申し入れている。当然次のことを考えてということでしょうが、この辺について状況をお知らせください。

（建設）まちづくり推進室主幹

旧板谷邸の所有者とは何回か話し合いをさせてもらっている経緯があります。そのときの話の中身に、指定解除ということもひとつ頭にあるというような話はされておりますけれども、今のところ正式に市の方に指定解除という形での話はいただいております。

横田委員

現行条例でしか判断できませんけれども、これは指定解除の項目もありますし、それから現在指定されていれば、いろいろな行為とか届出の規定もあります。それで、いろいろ保全の必要があるときには、指導・助言をするということも現行条例でもうたっております。それで、私は中に入ったことはないですが、外から見ましたら、和風建築のところに洋風のものがついていたり、非常に小樽の景観の財産としてはいいと思いますが、これはやはりもし所有者が登録を解除してもらって、解体するというような話になった場合は、市はどんなことを意見できますか。

（建設）まちづくり推進室主幹

実はこの旧板谷邸につきましては、1回指定解除になっていまして、それを改めて現在の所有者の方が取得をして、市もお願いをして改めてまた指定をしていただいたという経緯があります。そういう意味では所有者の了解、理解、同意といえますか、そういうのが得られないと、なかなか指定という形はとれないのかというふうに思っております。

もし、指定解除という形での話がございましたら、まず市としてはやはり何とかそのままにしておいていただき

たいという願いをするということは一義的なことというふうに思っていますが、所有者の理解を得られない場合には、指定解除をした場合でも、その建物の特徴ある部分、一部分だけでも残せないかという願いをしていくということも、また一つでしょうし、それもかなわないということであれば、調査をした中で図面とか資料といった形で、その建物の記録を残していくというようなこともしていかなければならないのかというふうに思っております。

横田委員

この建物の評価について、新聞でしかわかりませんが、こう書いています。「和洋の近代建築様式が大邸宅という形で残されている意味では、道内随一だ」と。大変貴重なものだと思うので、何とか解体してなくなってしまうようなことがないように、市当局が力を発揮していただきたいと思うのです。先ほどの答弁でよくわからないのは、申入れは口頭では受けているということでしょうか。口頭では受けているけれども、正式に解除の申入れを受けていないという理解でいいのですか。

（建設）まちづくり推進室長

いろいろと新聞でも出ておりましたけれども、これまでも所有者の方からは、幾度となくいろいろ相談がございました。それで、今後そこをどういうふうに活用するかということでいろいろなアイデアがありまして、それに基づいて我々としてもいろいろと相談を受けていたということがございます。

そういった中で、所有者の方はなかなか今の建物を維持していくというのは、建物の経年劣化等々があって、非常に大変というのが実際にあって、我々も何回かそのところを見ているというか、相談をしているのですが、確かに今建物的には非常にやはりこれから経費的にはかかるだろうと、こんなことを我々は思っています。そういった中で、今後とも何とか我々は維持してほしいということをお願いしておりますけれども、その中で所有者の方からは、将来的な使い方も考えると、一方で、一つの考え方としては、それを取り壊してという考え方も我々は聞いております。

そういった中で、市としては貴重な財産でありますから、何とか維持してほしいということで、今主幹が申し上げたような形で、いろいろな形で相談、助言をさせていただいているといったことが、現状でございます。所有者の意向もありますけれども、何とかその建物を守っていきたいというのが市の基本的な立場ということでございます。

今後とも、いろいろとこれからも相談に応じますということは、我々、所有者の方に申し上げておりますので、所有者の方も決してその建物を解体するというのは本意ではないというふうに我々は聞いておりますので、何とか保全ができるかどうかといったことも含めて、今後とも鋭意話し合いをさせていただいて、なるべくいい方向にというふうに考えておりますけれども、一方、やはり所有者の意向というものも我々は非常に大事にしなければならないということがございますので、何とかそういったいい方向でといえますか、そういったことで解決できればというふうに思っている、それが現状でございます。

横田委員

それでは、正式に書面等で解除してほしいというのは受けていないのですか。

（建設）まちづくり推進室長

正式な書面という形では、我々は受けておりません。ただ、意向を聞いたことは当然ながら、今申し上げたように何度か取下げをしたいということは受けておりますけれども、正式な書面という形では受理はしてはおりません。

横田委員

指定解除を申し入れても、強制力でだめという話にはならないと思いますので、その辺はひとつ話し合いを進めていただいて、一番いい形で保存していただきたいと思います。

今後の景観保全方策について

最後に、市全体を含めて、今後の景観の保全方策といいたいまいしょうか、歴建の指定に対する考え方、どうしていくのかということを含めて、最後に部長の考えを聞きたいのですが、何か景観とかに対するいろいろな動きが出てきて、某紙によりますと、非常に高層のビルを建てる、あるいはマンションを建てる、その高層の部分は眺望を売り物にして高いですね。半面、高層ビルが目の前に建つと、景観を遮られる住民たちはこれは不利益をこうむるので、高層部分を買ったお金持ちの人から、まちづくりに対しているいろいろな費用を出す、そんな動きも現実にはあるようですし、今後の小樽の景観保全の方針といいたいまいしょうか、方策について意見があればひとつお聞きして終わりたいと思います。

建設部長

小樽市内における景観を守るという概念でございますが、やはり一つは小樽市の経済活動を阻害することなく、保全ができればというふう考えています。その一つとしては、低層で守るエリア又は駅前のように高層で守る景観という形で、新都市景観という言い方で、要は地域に差別化を導入して指定をしているということがあります。

一方、その景観を守る部分の中で、今近隣なり、区域の近いところで建つというような部分については、建築基準法上、中高層の建物については、周知をするということでございますので、それが、以前は現地で札を張るだけのものを、今はインターネットでホームページに載せるという形の中で、そういったものについては注意喚起をするような動きをしたりとかしています。

一方、若干話題は変わりますが、小樽市の歴史的建造物の多くが木骨石造という、要は体的に非常に経年劣化を招きやすい構造を持ってございまして、それにはどうしても、く体の木造の部分を取りかえとなると大変な費用になります。そういった中で、私どもとしては今歴史的建造物に対する補助制度を持っておりまして、今年 4 月から例の寄附条例を入れて、支援をするという形の中で、やはり金銭支援なくしてはやっていけないというふうに思っています。そういった中でも、協力ももらっていかうと思っています。

一方、建物というのは使って何ぼなんです。ただ外観を残すのではなくて、先ほどありました旧板谷邸の海宝楼のように再利用を促しながら、要は利益を生みながら維持管理費を持ってもらおうと、そんな多面的なことも思っていますので、いろいろな角度から支援をするといいたいまいしょうか、そういう形をやっていかなければ、なかなか小樽の景観を保てないと思っておりますので、そういう意味では、官民で力を合わせざるを得ないというふうには思っております。

前田委員

道営若竹団地について

道営若竹団地についてお伺いいたします

第 1 回定例会で条例の改正等を含めて出てくると思っていたのですがけれども、急きょ中止になった。それで、この住宅が北海道から市へ移管されるような意向になったのですけれども、この経緯についてお答えください。

（建設）建築住宅課長

道営若竹団地の北海道からの移管の経緯ということでございますけれども、道営若竹団地は新しく道営築港団地を建てたことから、それを小樽市の方に事業主体変更をして市営住宅として活用していくということで予定をしております。議会等でも報告してはおりますけれども、予定としましては、平成 20 年 4 月に 3 棟を市営住宅として移管して、順次、耐震改修や改善工事を予定しているところでございます。

その中で、改善工事に係る事業費の一部負担というものを北海道の方と詰めております。

前田委員

それで、経緯が大体わかりました。それで、これは市の住宅が不足しているからもらうとか、そういうこととは関係なく、つくるからあげるということで、そうしたらもらいますということなのか、それとも計画的にそれをも

らうということなのか。でも市営住宅は3,000幾らかの戸数がありますね。

（建設）建築住宅課長

市の公共賃貸住宅ストック総合活用計画の中で、まちなかにあるエレベーター付の住宅ということで、3棟を事業主体変更するというで計画を立てて進めてございました。

前田委員

以前の委員会でも、建設部長にもお聞きしたことがあるのですが、絶対数というか、その数は増やすつもりはないというから、恐らくこれをもったら増えるだろうから、どこかの住宅が廃止になるのですか。

（建設）建築住宅課長

総体の数でいきますと、今はちょっと減る方向にあるのですけれども、その理由といいますのは、御存じのとおり、今オタモイ地区の大きな団地700戸ぐらいの平屋の団地があります。これを順次建替えをしております。そのほかに長橋のB団地というものが残っている状態です。そういった政策空き家として変えたものもございまして、絶対数とかは減りますけれども、若竹団地を取得したので全体を計画的に減らすとかということではございません。

前田委員

ということは、絶対数は維持していくと。その中で計画的に空き家をつくっているの、それをなくしていくということですね。

それで、2月19日、確か午後7時から若竹会館で区分所有者、これらの方に対して説明会を開催するという案内があったかと思いますが、当日になって急きょ中止になりました。中止した理由、またそのときに説明しようとしていた内容等についてお知らせください。

（建設）建築住宅課長

2月19日の説明会に予定していたその内容ということでございますけれども、3棟の1階部分の区分所有者として、店舗ですとか、事務所等が入っております。土地の部分が北海道の所有になってございまして、建物はそれぞれ区分所有者の財産になってございます。地代を道の方に支払う形になってございまして、4月から市の管理になるものですから、そういった手続等の説明をするために、2月19日に説明会を予定していたところでございます。その中止といいますか、延期の部分なのですけれども、事業主体変更で戸数を増やすとしますと、市営住宅条例の議案を今の第1回定例会に予定し、その各会派説明を2月14日、15日にさせていただいたのですけれども、翌週の月曜日2月18日に道の方から事務上の都合で、その予定を変更したいという連絡がございまして、それで急きょ2月19日の説明会も延期するという形でお知らせしたところです。

前田委員

事情はわかりました。それで、今北海道の方に使用料を払っているのだろうと思いますが、道の使用料は幾らで、そのときに市の使用料は幾らになるという説明をしようとしていたのですか。

（建設）建築住宅課長

今細かい数字を手元に持っていないので、申し上げられないのですけれども、それぞれ面積がございまして、1区画なのか2区画なのか、あと区画数によって、柱間が違ふとちょっと違うのですけれども、基本的にはこの小樽市の条例に基づきまして、算出しまして、目的外使用許可の地代を定めてやる形に、北海道も道の条例にのっとってやっていくという形です。

建設部長

説明会の段階では、北海道から小樽市になって、小樽市は何円ですという提示をするのではなくて、小樽市の土地になったときにはこういう計算方法がありますという例示を示すまででございましたので、確定した額を示す予定ではございませんでした。それは御理解をいただきたいと思っております。

前田委員

そうすると、平方メートル当たり計算するとどうなるのですか。高くなるのですか、安くなるのですか。金額を教えてください。

建設部長

その辺が問題なのは、どの時点で小樽市に移管をし、小樽市の使用料算定に乗るかなのです。どうしても北海道は今年改正だし、小樽市は来年改正ですから、その辺のタイムラグもあるので、一時的な部分ではギャップも起きますし、ある時期になるとまた逆転をするというような、そんなバランスになりますので、それで区分所有者に対してどういうふうな扱いになるのかということ、協議をすることをベースに打合せをしようということにしていますので、固定した額を提示するまでには至っていないということでございます。

前田委員

そこまでそういう話をされたら、ところで幾らになるのだと当然聞かれるのではないですか。

建設部長

ですから、小樽市の条例でやるときにはこうなるという大枠の数字はありますけれども、ではそれで経過があるではないですか。道という関係で、要は経年があるわけですから、いきなり、では小樽市の方法でという話はなかなか難しいということがありますので、そういったことも含めて打合せをするというスタンスでございます。

前田委員

数字は要らないのですけれども、高くなるのか、安くなるのか。

建設部長

仮にこの 4 月にすれば、小樽市の移管になった方が高くなりますし、ただ来年になったら、小樽市の評価がえになりますので、その場合についての試算はしていません。たぶん逆転するかもわかりません。

前田委員

わかりました。高くなるということですね。

それで、参考までにお伺いしますけれども、道の方からいろいろと事務処理の関係でストップになってしまっているのですけれども、最初の市の予算の関係では、歳入と歳出を見込んでいたと思うのですけれども、金額を教えてください。

（建設）建築住宅課長

当初 3 棟増えるということで、歳入ではその中で 13 世帯ほど残っている公営住宅入居者がいたものですから、その方々の住宅使用料が増えるということで、それが 358 万 6,000 円を計上しておりました。それと歳出の部分は共用部分、廊下の電気代ですとか、エレベーターの部分の管理費 189 万 2,000 円を想定してございました。それが逆に減額となりまして、あと先ほど申しました土地代の部分等を含めまして、合計 169 万 4,000 円が少なくなるという形でございます。

前田委員

それで、最近耳にしたところなのですけれども、後志支庁産業振興部建設指導課が 3 月 13 日に同じく若竹会館で、道営若竹団地の店舗所有者に対して説明会を開催することとしていますが、その内容についてお知らせください。

（建設）建築住宅課長

明日の午後 6 時から開催予定で、私ども建築住宅課の方からも同席する予定でございます。内容は、先ほど申し上げました 2 月 19 日に行われる予定でありました区分所有者の方々に 4 月 1 日から小樽市の管理になりますというのが、今回変更になりましたので、その旨を北海道の方から、まだ道の管理のままではしばらく入所者の方々に対応していきますという、そういう訂正を行う説明を予定してございます。

前田委員

これも私がちょっと入手しているところでは、事業主体変更にかかわるスケジュールとか土地にかかわる事務手続、その他と書いてあるのですけれども、そのようなことが行われる予定でございます。それで、今こういう状態になっていますけれども、いずれは当然また市の方へ移管手続等々を含めて出てくると思うのです。この辺の時期というのはどうなのでしょう。

（建設）建築住宅課長

時期というのは、今、北海道の方と調整していますので、いつということではまだ決まてはいないのですけれども、市の方で市営住宅として予定している耐震改修ですとか、改善事業という予定は平成21年度より2号棟から着手というのは、今は道と小樽市の間ではその予定で進んでございますので、市営住宅にしていく計画の中は変わってございません。

前田委員

そうしたら、新年度内に移管の可能性が大きいということですか。

（建設）建築住宅課長

先ほど少し言いかけたのですけれども、改善工事に北海道が負担する部分の金額は、事業主体変更をしてしまうと、工事の年度に支出しづらいということで、改善事業を行う年度に事業主体変更をして、道もそれを予算化したという形でできているものですから、工事にあわせて順次やるような形になると思います。

建設部長

若干補足します。若竹団地というのは3棟からなっていて、今、課長が言った改善工事を要する1号棟、2号棟については、たぶん単年度ずつで後年次になるかと思っていますが、3号棟についてはできれば新年度内、できるだけ早い段階で市に移管できないか、今、北海道の方と打合せをしているということでございます。

前田委員

一遍にはないです。だから、わかりやすく言うと、1棟ずつすると3か年にもなるかもわからないということですね。その年度ごとに予算をつけて、そういう改修費等が出てくるのだと、その手続を今やっているということですね。

建設部長

今、公共賃貸住宅ストック総合活用計画の中で考えているのは、1号棟、2号棟の部分で、2号棟については平成19年度予算は耐震改修とか、リモデルの費用をいただいて委託をやっていきますので、21年度中に区分所有者の方と負担割合を協議して、妥結をして22年度から2年かけて2号棟は工事したい。1号棟についてはおおむね2号棟の改修の直前に委託をして、やっていくことになるということですから、道から小樽市に移管されるのは、たぶん一番札幌側の3号棟は何としても20年度でしようけれども、2号棟は例えば21年度とか、1号棟は24年度とか25年度とかというちょっと間があいた中で行っていくようなことにはなるのではないかと予想しています。

前田委員

それで、聞こうと思ったのは耐震工事ですとか、いろいろなものを入れたら、中の住宅部分の内装工事とかがあるのだらうと思いますけれども、この区分所有者にしてみれば、そういう耐震工事とか、これらが関心事かと思うのですけれども、これらの工事の説明というのは、当然まだ開いていないからしていないのかもわかりませんが、回って歩いているときに暗にそういう話をしているのですか。

（建設）建築住宅課長

区分所有者の方への、工事についてのこれまでの説明ですけれども、平成18年度にそれぞれの所有者、それから借家人、それぞれに個別に会って、こういう計画がありますということで、面談して説明してございます。

それと、19年9月に2号棟の区分所有者、2号棟から工事を予定しているものでございますから、説明会を開き

まして、今これの設計を始めたところです。設計が終わった段階では、こういった区分所有ですので、費用負担も生ずることになりますので、よろしく願いますというような趣旨の説明会をしているところでございます。

前田委員

それで、市の方の説明会を開いてないから何とも言えないのかもしれませんが、このスケジュール、説明後、恐らく近々にまたあるのだらうと思いますけれども、北海道の段階が終わった後で、この辺のスケジュールというか、流れはどうなっておりますか。

（建設）建築住宅課長

明日、3棟の区分所有者の方の説明会を北海道で開催しますが、その中では、区分所有者に関しましては、北海道から市に移管するという、特に営業上の支障がないかどうかですけれども、2号棟の部分を最初に、平成21年度、22年度の2か年で工事を予定しているものですから、今設計をしているものがまとまった段階で、工法ですとか、それから営業に支障があるかどうかは、20年度の1年間をかけて調整をしながら進めていく予定でございます。それで、2号棟は22年度に終わりまして、続けて1号棟の方を23年度から工事を着手する予定で考えてございます。

前田委員

先ほどもちょっと出たと思うのですが、2号棟から始めるということですから、そうしたら最初、耐震工事とかでしたら、基礎の部分をいじってくるのだらうと思うのですが、そういう区分所有者に工事負担金とかそういう部分というのは求めるのですか。

（建設）建築住宅課長

区分所有になってございますので、求める予定でございます。平成19年9月の説明会でもそういう形で話したところでございます。

前田委員

それで、私もちょっと聞き取り調査をしてきたら、あまり感触がよくないのです、お金を出すことだから。ましてこの景気の悪いときですから、1円でも出たくないというのが彼らの気持ちだと思うのですが、これは払わないと言ったらどうするのですか。払わないのではなくて、払えないということになったら、どうなのですか。

（建設）建築住宅課長

費用負担のそういった各区分所有者の意思表示、それと耐震改修は、耐震改修促進法という法律に基づきまして、安全な建物にする、そういう行為をするかしないかの同意を得る中で、例えば賛成だけでもなかなか費用を出すのが苦しい。そういう中で、今払えないという方に対して、市として今この場で、どうというのはまだ検討していませんので、申し上げられませんが、安全な建物にしていくという観点で、この区分所有者の方とも協議を進めながら理解を求めていきたいと考えているところでございます。

前田委員

個別には聞いて、いろいろな要望・要請とか意見を聞いていると思うのです。それはどんな中身になっているのですか、実態をお聞かせください。

（建設）建築住宅課長

個別というのは、平成18年に回った大枠のスケジュールですけれども、昨年の9月の説明会では、やはり説明会協議の中で、今、委員が御質問されたように、なかなか費用的に苦しいと、本来であれば市の方でやってもらえないだらうかというような意見が出ていたのは確かでございます。

前田委員

こういう難しい問題なのです。それで、住宅の部分がありますけれども、今出られて3号棟の方に移ったのかと思うのですが、これらいじられようとする住宅部分にアスベストとか、こういったものが含まれているよう

な建材が使用されているという事実はありませんか。

（建設）建築住宅課長

1号棟と2号棟の部分の市営住宅の部分の天井の一部に、アスベストを含有している塗装材がございました。その関係から、当初1号棟に残っている入居者の方を集約する予定だったのですけれども、改善工事の設計、それから調査等で、各入居者の部屋の中に立ち入ることがあるものですから、そういったことと、それと北海道の判断で、それはアスベストを含有している塗装材は、空気中の測定では安定していて安全という確認ができたのですけれども、一応何もない3号棟の方に集約した方が工事の設計をする上で支障がないということで、そういうことになりました。

前田委員

アスベストを含んだ建材を使っているということは事実ということによろしいですね。

（建設）建築住宅課長

北海道の方からは、そういう形で聞いてございます。

前田委員

それで、そういう建材、今言われているよりも全国的に、もう下火になったかというこういう話ですけれども、またあれだけの建物にそういうものが使われているということがわかって、工事もするということになってくると、これは小樽市の方で当然いただいた後となると、工事をするということになるだろうし、私が心配しているのは、こういうことも含めて今のその1階の部分の区分所有者もいろいろな意見があるのです。もちろんお金がないから出せないという部分もあるだろうし、別に北海道の所有物件を市に移管してくれと頼んだ覚えもないだろうし、何もないのだけれども、自分たちのいろいろなものがこうやって降りかかってくるわけです。だから、それをもって彼らも悩んでいるのだらうとは思いますが、これは、こういう問題を道の段階で解決してから市の方に移管してもらおうというのが、やはりベストだと思うのです。わざわざ問題のいわくつき物件を所有するなんていうことは、一般の我々、私も似たようなことをやっていますけれども、恐くて危なくてとてもではないけれども民間ではさわられません。行政だったらさわることかなと思うのです。この辺の考え方、私も全然、よく行政運営について民間的発想でと最近ずっと言われているけれども、何でそんなことをするのかという気はするのですけれども、これは部長どうなのですか。

建設部長

アスベストに対する小樽市の対応は、全国でも一番最初に対応したと思っていますし、当然それが安全であるかどうかということについても、我々はシビアに判断していると思っています。今、北海道からの報告にあるように、今のこの部分にあるアスベストを含有する塗材が、要は我々が言う飛散型なのか非飛散型なのかと云ったら、非飛散型になるわけです。そういった意味では、それが道の方で定性分析、定量分析、空中飛散濃度を測定し、安全というふうに言っています。それは管理型、要するに状況を見ていいというランクとなっていますので、そういう意味では、今、委員がおっしゃる、今すぐ危険というふうな話にはならないというふうに判断すべき状況だろうと思っています。それが、今委員もおっしゃるように、では市でもらう前に道でやってくださいというのも一つの方法でしょうし、小樽市がもらってからやるというのも、それは当然今道との打合せの中で決めていく話でございます。そういった中では、道で運営していく道営住宅でいいのか、市で運営していくべきかについては、まさに道と今詰めているという状況にあると思っています。

前田委員

わかりますけれども、私はあえて矢面に立つ必要はないのではないかという気がします。そういうことを申し述べて、質問は終わります。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 22 分

再開 午後 3 時 45 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

千葉委員

道営若竹団地について

道営若竹団地の件につきましては、前田委員から細かく聞いていただきましたので、私の方は若干確認させていただきたいと思います。

今のその 3 棟というのは 178 戸ということで、市営住宅に移行されるということなのですが、今非常に高齢者がいるという中で、早く整備してほしいですとか、期待されている方がたくさんいるのです。そういう中で、先ほどの話で、要は平成 21 年度と 22 年度に 2 号棟を完成させるということと、また 23 年度には 1 号棟を始めていくということで、この計画自体は以前話されていた計画と変わりはないということなのですが、そういう認識でよろしいのでしょうか。

（建設）建築住宅課長

改善工事のスケジュールにつきましては、以前報告したものと変わらず、現在進めているところでございます。

千葉委員

市営住宅の住宅用火災警報器の設置について

市営住宅の関連で 1 点お聞きしたいのですが、住宅用火災警報器の設置が順次進められております。現在全体で何パーセントほどの整備が進められているのでしょうか。

（建設）建築住宅課長

住宅用火災警報器がどれぐらいの割合で整備が進められているかということですが、市営住宅の管理戸数の中から政策空き家が六百数十戸あるのですが、それは今対象外にしまして、残り退去等で数字は変わるので、約 2,970 戸を火災警報器を取りつける予定の対象としてございます。そういう形で、平成 19 年度から 4 か年で予定していきまして、19 年度は 892 戸につけて、約 30 パーセントを終了したところでございます。

千葉委員

今回の予算は前年度の予算に比べて半分ほどになっているかと思うのですが、この額でどのぐらいの戸数の設置が進むのでしょうか。

（建設）建築住宅課長

予算的には少なくなっていて、今 413 戸を予定してございます。

千葉委員

今言った戸数とこの予算で、先ほどの 4 か年でという計画ですが、これできちんと進められる状況ではあるのでしょうか。

（建設）建築住宅課長

工事の効率を考慮し、団地ごと、それからその住宅にも部屋数などでちょっと実際の世帯数や戸数が変わったり

する形で、この年次の計画にばらつきが出るのですけれども、4 か年で終了する予定で進めてございます。

千葉委員

除雪について

次に、除雪について何点が質問したいと思います。

除雪費についてですけれども、2月には本当に雪が降り続きまして、今回、追加の補正予算が出されました。補正予算の中身について教えていただけますでしょうか。

（建設）雪対策課長

補正予算の中身についてということでございますけれども、3月4日に先議ということで1億円補正してございます。

その中身についてですけれども、私どもは現計予算の9億5,000万円につきまして、節ごとに2月末日までの執行状況、また今後の予想等を行いまして、その分で不足額が生じた部分を大きな項目で言いますと、委託料で1億1,777万2,000円です。需用費等で減額する部分もございまして、需用費につきましては、1月と2月の請求分のロードヒーティング等の電気料金、灯油、ガス代等を含めて、減額要素が生じた部分もございまして、それも含めて3月、4月の請求を加味して1,509万3,000円の減額というふうに見積っております。そういう中身で各節を精査の中で、1億円の補正額ということになってございます。

千葉委員

そうしますと、今天気がいい日が続いているのですけれども、仮に降雪が続いたりですとか、また路面が凍結になると砂散布も予想されると思うのですけれども、今のこの追加予算の中で、全体の中でそういうことがあったとしても、きちんと予算内におさまるといって計画でよろしいでしょうか。

（建設）雪対策課長

除雪や砂散布の回数等、その過去の経験で何回出勤するか、ロードヒーティングにつきましても、そういう部分で計算して予想を立てておりますので、幸い天気がよくて、ロードヒーティングもここ何日が稼働していない状態になってございます。そういう部分でいきますと、大丈夫という言い方はちょっとおかしいと思いますけれども、今の予算の中で間に合うのではないかとこのように考えております。

千葉委員

今回の追加予算を措置された中で、市民の方からちょっと心配される声を聞いたのは、第3種路線といまして、わだちですとかの整備なのですが、その道路の維持というのが昨年と同様にきちんとされるのかということで、心配している市民の方がいました。その辺についてはいかがでしょうか。

（建設）雪対策課長

第3種路線のわだち等につきましては、3月に入りまして、急激に春めいてきまして気温が上昇したという中で、圧雪管理をしている部分につきましては、1路線、2路線と順番にわだちになるのではなくて、かなり一遍にわだち状況になってございます。そういう中では、順次作業しておりまして、また春の雪割り路線という部分についても、今後順次作業は行える状況になっております。

千葉委員

私は、2月に行われた除雪パトロールに参加をさせていただきました。何点か感じたことを質問させていただきたいと思っております。

除雪体制が各区域ごとのステーションで行われておりますけれども、本当に同じ市内とはいえ、吹雪のせいもあったのですけれども、ステーションごとに地域の地形ですとか、商店街があったりということですか、また住民の年齢層などいろいろな違いがステーションごとにあるということは感じました。

そこで、毎年除雪時期が終わった後で、そのステーションごとに除雪の状況の検証などというのはされているの

か、項目別などどのようにされているのかということについてお聞きします。

（建設）雪対策課長

除雪が終わった後のステーションごとの検証ということでございますけれども、市民からの要望・苦情等についてはデータベースにしております。また、路線の除排雪回数とか、またその降雪等のデータの比較とか、また効率、また路面管理などのデータを基に最終的にまとめまして、まず市の方で検証いたしまして、それを基にシーズン終了後早い時期にJV又は構成員に打合せというか、よい部分なり、悪い部分なりを検証いたしまして、次年度に反映させるべく、シーズン終了後に行っている状況にあります。

千葉委員

今そのデータを集めてJVなどに話をしているということで、市民の中から聞くのは、やはり路線ごとの除雪に対しても事業者によってやり方と異なりますか、技術面で差があるのではないかとということで、そういう苦情が結構多かったです。それで、行政としまして、例えばそういう苦情が来た場合に、その業者との連携ですとか、指導ですとかは、どのようになっていますでしょうか。

（建設）雪対策課長

業者別のその作業に対してのいいか悪いかの市民からの苦情についてということでございますけれども、委託業者につきましては、毎年度入札で決めておりまして、実際オペレーターについても変わる場合がございます。そういう中で、苦情を受けたときに、私どもはまず現地を見て、状況を判断して、おしかりを受ける部分につきましては、JVの業務主任等を通して指導をしております。

千葉委員

自治体によってはそういう業者の評価制度というものを導入しているところもあると伺っているのですけれども、その導入についての考えをお聞かせ願います。

（建設）雪対策課長

評価制度ということでございますけれども、業者への評価については、業者は区域をJVで持っていますので、各構成員がどういう状況で評価をするかというのは非常に難しい面があります。また、地域ごとに降雪や地形、市街地の形成の仕方、そういう部分で、市内を六つのステーションに分けてございますけれども、同じレベルの評価は非常に難しいのではないかと考えております。

千葉委員

今、評価については、確かに坂道であったり、そのステーションごとで道路の状況も違うと思うのですけれども、本当にその先ほどいろいろな苦情とかを持ち合わせてデータにして最後にJVなどに報告しているといった中で、やはりその技術面に対しても、こういう面はどうだろうかとか、こういう道路に対しては置き雪に対してはどうだろうかというそういう話も中々出るのでしょうか。

（建設）雪対策課長

置き雪とかそういう部分の技術面等のお話でございますけれども、重機でやる作業でございますので、オペレーターは一つの道路を除雪することについて、毎日切さたく磨し、努力しているというふうに私どもは考えております。ただ、技術のうまい下手、それについてはよくやってくれるオペレーターはいいと市民の方は判断するし、市民の気に合わないという言い方はおかしいかもしれませんが、そういうときには悪いオペレーターだと。そういう部分で、市の除雪は基本的にはかき分け除雪です。それが悪いと言われてオペレーターが悪いと言うのであれば、ちょっと技術の指導の前に置き雪がいいのか悪いのかという判断が必要だと思います。ですから、技術うぬぬんは私ども重機を運転することはできませんけれども、免許を持っている方がそうやってやるということについては、私は一定の評価はしたいし、今後も努力してうまくなってほしいとは考えております。

千葉委員

評価制度についてはいろいろ議論もあると思うのですが、やはりそういうことを話すことによって、業者の技術面の向上にも非常につながるのではないかと考えています。小樽市では今年度は 1 ステーション、1 路線 28 間口について置き雪対策ということで試行されましたけれども、このパトロールの中でも町会の方からはぜひ続けてほしいという意見ですとか、また置き雪に対しては地域の中で話し合って地域で処理することがいいのではないかと話もありました。これから検証されると思うのですが、現在の建設部としまして、この置き雪対策の施行状況と申しますか、市民の声などがございましたら、教えてください。

（建設）雪対策課長

この置き雪対策について市民の声ということでございますけれども、代表質問で答弁したと思いますけれども、まだ今は 2 年間の試行ということで考えてございます。その 2 年間で、試行して、今回 1 年目でございますけれども、市の方としては置き雪処理対象者とは直接話してはございません。そういう中で、この効果と評価という部分につきましては、シーズン終了後に町会等を通じてアンケート調査をした中で整理していきたいと思っておりますし、今後継続するかどうかにつきましては、2 年の試行を経て、その時点で決めたいというふうに考えております

千葉委員

2 年目も同じような 28 間口ということで試行される予定でしょうか。

（建設）雪対策課長

基本的にはそういう考えでございます。ただ、今年また地域懇談会で行いますけれども、その中でまた違った意見等が出れば、それは変更になることもあるのかとは思っています。

千葉委員

今、懇談会という話があったのですが、どのような形で、年数回行われているものなのでしょうか。

（建設）雪対策課長

除雪懇談会につきましては、平成 17 年の大雪の際、苦情・要望等が 2,775 件寄せられました。その中でその大雪を踏まえて、苦情を少なくするためにはどうしたらいいかという部分で、市民との話し合いを多くしようということで、18 年度は 6 月、11 月の 2 回実施することにしました。19 年度につきましては、9 月と 11 月に行っております。この 2 回の懇談会につきましては、20 年度も継続して行っていきたいと考えています。

千葉委員

その中で出たさまざまな意見・要望で何か改善されて、例えば平成 18 年度でいろいろ要望とか意見が出たと思うのですが、19 年度にやった際に、昨年出した要望がこういうふうに改善された点というのはあったのでしょうか。あれば教えていただきたいのですが。

建設部長

それについては、議会議論もありましたし、懇談会でもあった置き雪対策というのがまず一つのいい例だと思っていますし、あと問題なのは、要は懇談会というと、どうしてもそのエリアのほんのピンポイントの議論が多い中で、今度は方向を変えまして、もっと大きな視野でということで、昨年から角度を変えた議論に変えていますので、そういった意味ではまだ置き雪対策以外は大きな成果というのはないのだろうと思っています。

ただ、昨年そういうピンポイントではなく、大枠でという話に変えていますので、ぜひそれを事前にアピールしながら、意見を吸収したいというふうに思っています。やはりどうしても町会に案内をして、出る方も町会の役員が出る場合と、全く批判をする、1 人の連携していない方も出たりして、どうも話し合いがばらばらになるので、その辺をちょっと整理して、せっかくのチャンスなので、いい意見を求めていきたいというふうに思っています。

千葉委員

いずれにしても、雪に関しては毎年同じように苦情が出ると思うのです。私は議員になって初めてわかりま

したけれども、その要望もさまざまに本当に建設部雪対策課長には御迷惑もおかけしたのですけれども、地域と業者と行政が一体となって本当に市民にとってもメリットがあるような対策として進めていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

斉藤（陽）委員

まちづくり景観計画の策定について

先ほど自民党の横田委員からも質問がありましたが、景観計画の策定について重複しないように伺いたと思います。

先ほどの議論でも出ていたのですが、計画策定の時期の見通しについて、以前の答弁では、平成19年度内の策定を目指すというニュアンスでお聞きしたように思いますが、先ほど策定期間ということでは、20年度中というふうにお聞きしたのですが、それは景観計画の策定とそれから景観条例の制定までを含めて20年度中ということでしょうか。

（建設）まちづくり推進室主幹

先ほど答弁いたしました平成20年度中というのは、条例改正も含めた景観計画の施行の時期を20年度中ということで目指してやるということで答弁いたしました。

斉藤（陽）委員

施行が平成20年度中を目指すということで、現行の景観条例の扱いをどうするのかということが一つポイントになると思うのですが、現行条例をもうまるきり全部改正というか、別物にしてしまうという考え方と現行条例の一部改正という方法をとるのか、その辺の考え方についてお示しいただきたいと思います。

（建設）まちづくり推進室主幹

現行条例の取扱いということでございますが、基本的には現行条例の中に景観計画という、今作業をしている内容を盛り込むという形をとりたいというふうに考えております。ただ、条例の仕組みとして、一部改正で済むのか、全部改正をしなければならないのかというのは、これから景観計画を策定する中で最終的な判断をしていかなければならないと思っておりますが、作りとして条文が増えて、どこかの条文が減ったとなると、条例自体の作りが何かちょっとおかしくなるというふうに思っておりまして、今の時点ではやはり全部改正にならざるを得ないというふうには思っておりますけれども、今作業を進めている中で最終的に判断をしていきたいというふうには思っております。

斉藤（陽）委員

平成4年に制定されました小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例は、ある意味では全国的に見ても先駆的な小樽の景観に対する取組ということですので、こういった積み上げといいますか、蓄積を生かした形で、条例改正にぜひ持っていただきたいというふうに思います。現行条例の中でいわゆる特別景観形成地区、1から7まであるわけですが、この地区と新たに設定される景観計画の区域、その指定の範囲、これの移動といいますか、広い狭いといいますか、あとその実際に具体的に区域指定がどうなるかということと、基本的な考え方、現行と新たに設定されるものの考え方の整合性、その辺について見解を伺います。

（建設）まちづくり推進室主幹

現行条例では特別景観形成地区ということで特に重要な地域を指定しております。そのほかにも現行条例でも大規模建築物等という取扱いの中で、全市域を対象として都市景観に大きな影響を及ぼす建物については一定程度指導・助言をしているところでございます。新たに景観計画を策定した場合でも、基本的にこの考え方は変えておりません。景観計画区域につきましては、全市域を対象とするという前提の中で、特に重要な現条例にあります特別景観形成地区を同じような形で特に重要な地域という形で指定をするつもりであります。ただ、名称につきましては

は、特別景観形成地区になるのか、今後、今の景観計画の策定の中で新たな名称にするのか、それは今まさに議論をしているところでございます。

斉藤（陽）委員

それで、いわゆるその一番問題の部分というか、景観計画区域内における行為の制限というその内容の部分に入るのですけれども、建設常任委員会としまして、昨年11月に埼玉県戸田市のまちの彩り事業を視察させていただきました。そこではいわゆる住居系とか、商業業務系とか、工業系、そういった用途別、またさらにその戸建て住宅とか屋外広告物等についてもいろいろな彩りの提案というか、マンセル表によって数値的に目標を決めまして、そういう基準づくりなどもやっているということで、こういった行為制限の内容について、また基準等について今のところ市としてはどのような考えを持っているか、お願いします。

（建設）まちづくり推進室主幹

この景観計画に基づく行為の制限の内容についてでございますが、小樽市もそうですけれども、いろいろな都市で都市独自の景観行政にのっとって、独自の内容で景観計画を策定できるというのが今回の法律の目玉でございます。そういう意味では小樽らしい制限というのはどういうふうにかけるかということで一番時間を費やしているところでございます。

内容につきましては、小樽の一番の特色ということで、先ほど来答弁しております特別景観形成地区というのが一つありますので、やはり小樽の場合はここを重点的に制限をかけることによって、市全域にそういった波及効果等が及んでいこうというので、一番の目玉は特別景観形成地区、このところに重きを置いたものにしようということでやっております。

特別景観形成地区も現在の条例では11地区に分けておりますけれども、今回の景観計画の策定に当たっては、再度現地を確認し、調査・検証した中で、もう少し細分化する必要があるのではなからうかという方向で、今、地区割も含めて検討をしております。

規制の内容につきましては、その地区ごとに、屋根あるいは壁とか、あと仕上げ材料とかという形での建物の形態、意匠あるいは工作物の形態、意匠、今お話がありました色彩についても一定程度制限というか、基準を設けたいというふうに思っております。

そういう意味で、色彩については、今お話がありましたマンセル値というのは、全国共通で使われている色の基準でございますので、小樽市においても過去の事例とか、他都市の事例なども参考にしながら、やはり一定程度そういった数値も示していかなければならないというふうに思っております。それらについて、今、作業を進めているところでございます。

斉藤（陽）委員

形態、意匠、色彩、そういった部分については、景観計画において行為の制限というのができるわけですけれども、景観計画のいわゆるそういう行為制限、変更命令等の対象とならない高さあるいは壁面後退の部分は、景観法ではなくて都市計画法によらなければならないということで、都市計画法による景観地区の指定という部分がこれから課題になるわけですけれども、この指定のための作業の進め方と、その基本的な考え方についてお示しいただきたいと思います。

（建設）まちづくり推進室主幹

景観地区についてでございますが、都市計画に定めるということになっておりますので、私たちといたしましては、この景観計画の条例施行を何とか平成20年度中に行いまして、その後、この景観地区についても取組を進めていく必要があるというふうに思っております。

景観地区ですから、どこもかしこもということではなくて、やはり特に重要な地区ということになりまして、特別景観形成地区の中で一定程度住民の皆さんの合意というのは必要となりますので、地区を限定した中で住民の方

たちとの話し合いを持って今後進めていかなければならないというふうに思っております。時期的にはこの景観計画の策定が一定程度のめどがついた段階で進めていきたいというふうに思っております。

また、高さとか壁面の後退というお話がありましたけれども、今回の景観計画の中にも高さとか壁面の後退らしき表現は入れようというふうに思っていますが、これは委員からお話がありましたように強制力がない中で、あえてのせようというふうには今考えております。

斉藤（陽）委員

このいわゆる高さの部分、景観地区の指定という部分では、特に今問題になっているいわゆる高層マンションの建築という、そういったことがかかわってきていて、地権者とか、あるいはその住民とか、非常に利害関係者といいますか、地域の人も非常に関心がある、直接的に利害関係があるという人が多いわけで、そういった部分の理解を得た上で進めないと、非常に問題が起きる可能性があると思うので、そこら辺の配慮といいますか、市として一番難しい部分でもあるかと思うのですが、どういうふうにお考えかお聞きしたいと思います。

（建設）まちづくり推進室主幹

高層マンションの問題というのはずっと起きて、現在の特別景観形成地区のところにもマンションが建っているというそんな状況もございます。先ほど部長が答弁しましたけれども、今の特別景観形成地区を拡大するときに、ひとつはやはり低層建築物といいますか、低い建物を誘導していかなければならない地区と、それと高層でも許されるのではなかろうかという地区というものを一定程度はっきり線引きをして、特別景観形成地区の拡大をしたという経緯がございます。基本的にはそういった考えに基づいて、今の特別景観形成地区というのはできているということございまして、この拡大をしたときも、景観計画を策定するという前提がありまして、景観計画を策定するまでには時間が要するので、マンションとかの建設が来たときにはもうとめられないという状況があるので、先に特別景観形成地区を拡大しようということで作業を進めて、基本的には各地区に出向いていきまして、ほとんどの権利者の方と、来たか来ないかは別ですけども、案内を差し上げて、説明会を開催して拡大をしたということで私ども考えておりますので、その辺については一定程度、建物、土地、その他を含む権利者の方々の理解も得られているのではないかというふうに考えております。

斉藤（陽）委員

もう一点なのですが、現行条例の大規模建築物等景観形成指針及びその基になっている現行の都市景観形成基本計画、これと新たな景観計画との整合性についてどうお考えか、お聞きしたいと思います。

（建設）まちづくり推進室主幹

現行条例の基本計画あるいは大規模建築物等景観形成指針についてでございますが、基本的には今の条例というものを引き継いで残していく。そこに、景観計画の部分を盛り込むというのが、今の考えでございますので、私たち今まで景観行政というのは、基本計画にのっとって、それをバイブルとしてずっとやってきていますので、その辺はこれからの条例にも残りますし、そういった基本的な考えはずっと継続していきたいということで基本計画は残していきます。

大規模建築物等景観形成指針につきましても、全市域にかかっている基準でございまして、今度の景観計画の中では、強制力を持つという部分がありますので、すべてをそこにのせてしまうと、非常に厳しい制限になってしまいます。指針にのっている最低限これだけは守らなければならない、守ってもらわなければならないという部分だけをあの景観計画の中に最低限のせて、一定程度の強制力を持たせます。その他については、これまでの実施条例と同じような中身で、実施要領の部分も残りますので、同じような緩やかな誘導といいますか、そういった形で運用できるような形で、大規模建築物等景観形成指針についても残していくという、そのような考えで今進めております。

斉藤（陽）委員

指導、助言、勧告といいますが、そういった部分については、これからもきめ細かい運用をしていただきたいと思いますということで終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

山口委員

景観形成と寄附条例について

今、斉藤陽一良委員の方からも横田委員の方からも景観計画について質問がございまして、それをお聞きして、確認をしたいことがありますので、一つお聞きしたいと思います。

この景観計画というのは、先ほども議論があったように、いわゆる制限というか、個人の権利の制限がここにあるわけです。これはある意味では消費者にとってデメリットになるわけですから、一定のメリットを付与して、そして誘導していくということが必要だということは、これまでも私は議論をしてきたところでございます。

そうした中で、今、大変小樽市の財政が厳しいということで、財源を外に求めるということで、寄附条例案が今定例会に提案されたというふうに認識をしているところです。本会議でも市長がこの寄附条例について、この景観計画の策定と相まって、いわゆる景観条例の中の指定登録歴史的建造物の保全、これにそういうものを利用して、こうと。もう一つは、取得した旧手宮線の整備とか、その沿線の再生、これについてもそういう部分の資金を活用していこうと。もう一つは、美術館、文学館と、旧手宮線の一体化というか、それについても利用させていただこうと、こんなことをおっしゃっていた中で、今、若干議論がありました新たな景観形成、これは一定の景観計画をつくって、条例で定める強制力を発揮させるわけですから、そうした中で、例えば色彩とか素材とか形状とかそういう細かい指定をするわけですから、そういうふうなことによって、いわゆる良好な都市景観、特に小樽のまちは古い建造物が非常に多くて、それが観光資源として利用されるところもあるわけですから、そういう意味で新たに建てられる建物も特別景観形成地区内については、ある意味では良好な景観を有した建物を建てたり、改築をしてもらうということもあるわけですから、そういうものについても寄附条例の中の資金を使えるようにぜひしていただきたいと私は思うし、市長もそんなことを本会議ではおっしゃっていたようですから、それも想定しているのかどうかを確認をしておきたいと思います。

（建設）まちづくり推進室長

寄附条例のお話でございますけれども、周辺も含めてということ、あるいは新たな景観形成に役立つのかということでございますけれども、目的としては四つございまして、手宮線、文学館・美術館、総合博物館がある列車等々、それと歴史的建造物ということで、大きな目的はその四つということで、基本的には押さえております。新たなまち並みを整備する等々についてということであれば、今の寄附条例には目的をはっきりとこの四つということで限定をしております。その他自由とというか、それに限定しないものでも受け付けるという部分はあるのですけれども、目的はその四つということですから、新たなまち並みを整備するために何かやるので、その寄附金を使うという形では今はなっていないということでございます。

ただ、最初の方の景観計画という関連でいけば、景観計画の中で新たな良好なまち並みづくりというのも当然目的にしていますので、それはそれとして進めていく。ただ、寄附条例については目的は四つということで整理をしているということでございます

山口委員

誘導して質問するわけではないのですけれども、そもそも寄附条例の目的というのは、私が寄附条例をぜひやってほしいということで、3年ほど前からお願いをしていたわけですから、それに沿ってやっていただいている

というふうに私は理解をしております、特に今、財源が大変ない中で、要するに戦略的な経費をつくる必要があるわけです。ずっと私は議論をさせていただいていますけれども、どこでお金を生んでいくのかと。財政が非常にせっぱ詰まった状態になるわけです。市税もこれは先ほど北野委員が触れられていました財政健全化計画の収支計画の見直しという資料をいただきましたけれども、市税も毎年 3 パーセントぐらい落ちていくような予想ですね。もう削るところはないわけです。市職員の給料も実質 2 割カットぐらいになるわけです。これでどうするのかということですね。そういう中で戦略的な政策の経費をつくっていかうという趣旨の中でこれはやっているわけです。

そうした中で、旧手宮線跡地も取得して、単に旧手宮線のその敷地の整備だけでなく、沿線も含めてやはり一定の投資を外から受け入れて、それをいわゆる原資にして、ある意味ではまちの活性化を図って財源もつくっていくということですから、そういう戦略の中に立って私は提案を申し上げているわけで、そうした中で、特に手宮線の沿線というのは、何のためにやるかといったら、手宮線の敷地だけを整備してもしょうがないわけです。沿線に商業施設が張りついて、そこで新たな観光資源として、それが言ってみるなら小樽の新しい目玉になって、そして外からの資金を導入したり、それから観光客にも来ていただいてお金を使ってもらおうということです。だから、そういう意味でそういうところに例えば利尻屋みのやは古い建物をわざわざ移築をして、個人の資金でやっているわけです。ああいうものというのは、私は行政の一定の援助というか、誘導的な資金みたいなものが入ってしかるべきだと思っているわけです。そういうものが例えば手宮線沿線に計画された場合にも、新たな景観形成という意味で、例えば今の寄附条例で得た資金を一定程度使っていき、助成をしていくというようなことも当然考えてしかるべきだと私は思っているわけです。そういうことは考慮していなかったのかということを知りたいのです。

建設部長

寄附条例については、もう御案内の内容がすべてというふうに思っていらっしゃるでしょうけれども、実際に良好な景観なり良好なまち並みをつくるというのは、限定された手法だけを示唆しているのではなくて、数限りない手法があってできると思います。その中で、行政が支援すべき事業なのか、官主体でやっていくべき事業なのかは、その事例ごとに判断すべきだろうと思っています。まずは四つの柱で寄附条例が今制定されるわけですから、当面それが動いた中で、それを拡大できるかどうかは、その事例ごとに判断すべきと思いますが、あまりスタートラインからたがをはめるのはいかがかと思っています。ただ、良好なまちづくりをするという点では、同じ意見だと思っていますので、それはぜひ話し合いの中で解決したいと思っています。

山口委員

ありがとうございます。私もそれで結構だと思います。個別の事例でまた議論をさせていただきたいというふうに思います。

本論に入ります。

中古住宅の利活用について

市内のいわゆる空き家不動産といいますが、塩漬けになっている不動産の利活用について、この間、若干論議をさせていただいております。これはなぜこういう議論をさせていただくかと言いますと、北野委員も先ほど普通建設事業費について述べられておりましたけれども、要するに市内の特に建設事業者は、公共事業が激減をして大変苦しんでいる。これは市内の経済の中では重要な部分なわけですから、ある意味では需要をつくるような政策が必要ではないかという観点から、ずっと議論を申し上げているわけです。

現在、どういうふうな数があるのかというのはだれも調査していませんのでわかりませんが、特に今、不動産市況が大変冷え込んでおりまして、特に高齢者で、坂の上とか市道に面していなくて、ちょっと入り組んだ奥のところに住んでいるような方というのは、雪の問題で札幌に移ったり、あとは住みかえをしたりして空き家になっている。そういうところというのは、なかなかやはり売れていかないわけです。建替えをするにしても、解体費用が 150 万円とかと発生しまして、その金額でも売れないような住宅がもう非常に多く出ているのが現状ではないかと私は

思っているのです。そういう物件というのは、市内で売れるのかといたら、これはまず売れません。それから、不動産競売でも裁判所に行くとかたくさん物件がありますけれども、大体そういう建物というのは出ていますけれども、ほとんど売れていないのです。特別売却をかけても売れないような状況でずっと来ているわけです。相当な件数があると私は思うのです。

ただ、私はこれは市内の人には売れなくても、例えば東京とか大阪とか名古屋とか、大都市圏の人には十分に売れる物件だとずっと思っているわけです。これは例えば手をかけて改築をして、別荘として売り出していくようなことは十分に可能だというふうにとずっと思っておりまして話をしてきたところです。

ただ、これは市内の個別の建設業者がそういうものを事業として始めて、自分の会社のホームページに出してやったとしても、これは事業として成立しないのです。これはやはり行政という信用力、これと業界とが一体になって、チームを組んで、そして小樽市のホームページにリンクをすとか、例えば観光協会のホームページはアクセス数が非常に多いわけですから、観光ページにリンクが載っていますけれども、こういうところにも載せて、一つの事業として、ある意味では半官半民の事業として展開されれば、私は十分に仕事になっていくのではないかとこのように思っているわけです。これを何とか事業化できないかというふうに議論をしておりましたが、なかなかやはりこれを立ち上げる費用とマンパワー、これをだれがするのか、だれがそういう費用を持つのかというところで、やはりちょっとしゅん巡りにしていたところがあって、検討、研究しましょうと、チームをつくろうという話は今までできて、建設部長もこれは考えてみていいだろうぐらいのことをおっしゃっていただいたのですけれども、先ほども言ったように戦略的、政策的経費というのはねん出できる財政状況にありませんから、真剣に本当にもう外から金を持ってきてやるしかないわけですね。

それで、たまたま今回この間新聞に載っていましたが、地方の元気再生事業というのを国が実施すると、最近は何か補助金ではだれも乗ってこないの、全額交付金事業というのをいっばいつくって、各省庁で持っていますが、これを何とか使えないかと私は思っているのです。これはどうも5月中旬ぐらいが締切りと言っています。これについて、この資料を私は企画政策室からいただいたので、企画政策室長から概要について説明していただけますか。

（総務）企画政策室長

今、委員の方から御指摘がございましたが、これは中古住宅の整備そのものということではもちろんないのですけれども、地方の元気再生事業という国の事業ですけれども、簡単に説明させていただきたいと思います。

実はこれは昨年11月に内閣府がその窓口になっているのですけれども、地方再生戦略というものを公表しております。これは言われております疲弊している地方都市、これは農村地区も含めてですけれども、ここを何とか元気づけていこう、再生していこうということで出した国の一つの戦略です。それで、御指摘の地方の元気再生事業はこの戦略に基づいての平成20年度の事業ということで、今、国会で審議されている政府の予算案の中で新規事業として位置づけられているもので、総額では25億円というふうになっています。ですから、今私どもが答弁するのも、まだ国の予算案の段階だということでの答弁でしかないわけなのですけれども、事業の概要としては、この国があらかじめ何か支援メニューを決めるのではなくて、それぞれの地方がそれぞれの地域の特殊性ですとか、地域財産ですとか、そういったものを活用した地域再生プロジェクトを立ち上げる場合、そのスタート段階から金銭的な支援を含めて国が支援をしていく、そういった事業内容というふう聞いております。ただ、各都道府県で1ないし2事業を公募によって選定するというので、そういった事業内容になっておりますので、どこの自治体も当たるといえるものではないのですけれども、事業概要としてはそういうものと理解をしています。

山口委員

何か北海道の枠がどうも5,000万円ぐらいだというふうに私は聞いているのですけれども、それを2本北海道で出したいというような話もちょっとお聞きしております。それで、これは、ある意味では自治体の方からいろいろ

なアイデアを出して、そして国の方がこれは非常におもしろいということであれば、交付金でいただけるということです。ただこれは、言ってみるなら、事業を非常に詳細に詰めて、そしてやろうということではなくて、その事業に可能性があるかどうかもある意味では一定のスキームをつくって試してみようというような部分がどうもあるようで、読むとあらかじめ国がメニューを示すことはやめて、民間主体、自治体を中心とする地域からの提案に柔軟に対応する事業だと。プロジェクトの熟度を高めるため、いわば立ち上がり段階、ここにおいて地域の合意形成やプロジェクト検討のための民間を中心とする活動、これは地域づくりの専門家の派遣や社会実験等を中心に、その他シンポジウムとか説明会とか、そういうものの実施などについても国が包括的に集中的に支援すると書いてあるわけです。ということは、これは事業の立ち上げを支援していただけるわけですね。そういう意味で、先ほどからずっと申し上げておりました、塩漬不動産の意味では販売事業といたらないのでしょうか、いわゆる地域の建設事業者が中心になって、これに市が側面から支援をして、そして良好な例えば別荘なりに改築をして、インターネットでオークションにかけてもいいと思います。それとも資金を集めるのに地域応援ファンドみたいなものを活用して、資金を集めて、そして改築して、それを基本的にオークションで販売して、その利益を例えばファンドで小口で出資をしていただいた方に配当して、手数料をまたいただくということで継続的に事業をずっとやっていくみたいないろいろなスキームがあるわけです。これは詰めて出せということではないのですから、一定のアイデアを出して、こういうことをしたいということを表示して応募をすればいいわけですから、どうですか。そういうものをぜひとも、真剣に検討をしていただけないかと私は思いますけれども、やってみませんか。別に自分の腹は痛まないし。

（総務）企画政策室長

今、委員の一つの御提案としてはお聞きをします。ただ国の方で示しているメニューは、先ほども言いましたとおり、まだ補助要綱といいますが、事業の実施要綱等が出ていない段階なのですけれども、国が考えているレベルでは、地域の産業振興ですとか、地域資源を生かした観光振興ですとか、農水産業振興ですとか、ざっくりとしたというか、大ざっぱなテーマですけれども、そういったテーマで地域がいろいろ取り組んでいくものについてという、そういったくだけにはなっています。ただ、今、委員が言われた部分から言いますと、例えば空き家をだれが取得して、だれが整備をしてとか、正直言いますと、どの切り口から研究をしていくべき課題なのかという部分もちょっとありますので、ただ大きくくとしては自治体が単純に出すのではなくて、地域のいろいろな団体、これは事業者も含めてそういったところと協議をしてプロジェクトづくりを進めていくというような内容になっているようですので、そのことも含めて、幅広い課題として小樽市としても検討していかなければならないだろうというふうには思っております。

山口委員

ちょっと確かにクリアすべき課題はあると思います。ただ、私が言うのは、その不動産をただ売買するというだけではなくて、例えばニセコでもコンドミニアムをオーストラリアの人が建てたりしていますけれども、あれを自分が取得して別荘として持つだけではなくて、例えば使われない時期、1 か月なら1 か月所有者が使って、あと11 か月についてはある意味では管理する会社がそれを売っていくわけですね。そこである程度利益を得て、当然手数料を取りますけれども、それを所有者にも配当していくというようなこともやっているわけですから、そういうことは十分にできると私は思っているわけです。そうすると、いわゆる単に建設会社だけではなくて、設計や建設にかかわる人だけではなくて、例えば管理会社も含めて、これは一定の商売になっていくところがあるわけです。そういうふうにして、いわゆる市内の不動産を動かしていくということをやらないと、私はある意味ではそういう塩漬みたいになっている空き家がどんどん老朽化して、基本的にある意味では都市の劣化がどんどん進んでいくことになるわけです。私はこの小樽のまちの知名度、ブランド力を生かした事業をできるところというのは、これは小樽はできるわけですが、よそのまちは、いくらやってもできないことなのです。そういうふうにして、あ

る意味では経済を動かしていくということをぜひともやっていただきたいというふうに思うわけです。

所有者がだれかというのはまだ調べていないわけですね。所有者の意向も調べればいいと私は思います。ただ、私は所有者の方も困っていると思うから、この事業は一拳両得ではないかと思っているわけです。まずそれを買って取って事業をしなければならぬというふうなことではないです。所有者の了解を得れば、それを例えばこういうふうな事業をしたいと、改築をして、例えば東京の人に販売をしたいのだと。これについて了解をしていただきたいと。所有者の人がうんといえ、例えばそれでファンドならファンドでお金を集めて、例えば500万円集まったら改築ができるとなれば、そのファンドが成立した時点で所有権の移転をやればいいではないですか。だから、いろいろなやりようがあると私は思うのです。そんな難しいことではないと思います。若干私は市内の建設業者に、雪あかりの路でもいろいろつき合いがありますから、お聞きしますけれども、大変おもしろい事業だと。自分たちもこれは市がやる事業ではなくて、市が協力していただけるのであれば、自分たちが出資をして事業会社を立ち上げてもいいぐらいの話をさせていただいているのです。そういう意味で、私は非常に可能性のある事業だというふうに思っていますので、もう少しここで積極的な答弁を求めてもなかなか難しいでしょうけれども、私はこれ以上質問する気はありませんので、最後にせっかく総務部長が出席していらっしゃるのです、戦略ですから、感想でいいですから、いただいて私の質問は終わります。

建設部長

別な角度から言いますと、建設業界は非常に冷え込んでいるということがあって、我々も何とかしなければならぬというふうには思っています。そういう中で、今、委員がこれまで何度かこの話題について質問をされてきたというふうには思っています。たまたま今回、地元の元気再生事業という一つの事業があって、再度議論していますけれども、問題はやはりそのどういうスキームにするのかについても、各業界それぞれ議員の方にも、また我々の方にもいろいろないわば取り巻きがいらっしゃいますので、一度そのどんなスタンスがいいのか議論をして、スキームをつくらずに1回会って話をするのもいいのではないかと思いますので、一度そんな機会をつくることもいいと思います。それはこれの前の予算特別委員会でも私が答弁していますので、それを実行させてもらうというのもいいのかと思いますので、ぜひお知恵をかりたいと思います。

（「これに間に合うのか」と呼ぶ者あり）

ただ地方の元気再生事業に特化してというのはなかなか議論があるようですので、もっと入り口を大きくしてみんなが合うところから始めてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

総務部長

地域再生プロジェクトのことは答弁がありましたので、触れませんが、確かに近年といいますが、ここ二、三年特に空き家というのが増えているのは事実で、私が住んでいる地域も含めて知らないうちに老人が亡くなってあいている。それで、売れていない。私の親せきでもありますけれども、実際に売れていない家が、20年、30年たつて、至るところにある。そして、それがまた解体して更地になれば、まだ使い道があるのですけれども、家が建ったままというのは、大変あるのは事実だと思います。ですから、今、山口委員がおっしゃったような一つの使い方というのもあるのでしょうかけれども、それ以前にやはりそういう家をどうしていくかというのは、もうちょっと考えていかないと、このまちの中で6万数千世帯あると言われて、実際に人口が13万人ほどに落ち込んでいくわけですから、間違いなくかなりの数の空き家がありますので、こういうものをどう処理していくか、所有者との関係あるいは業者との関係というのは、当然課題として大きい課題だと思っていますので、内部的には勉強しながら、研究をしていきたいと思っています。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。